

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

	所管課（室）名
◎ 告 示	
・一般競争入札の参加者の資格等	スマート県庁推進課
・道路の区域変更（3件）	道路維持課
・道路の供用開始	〃
◎ 公 告	
・契約者等	税 務 課
・一般競争入札の実施	スマート県庁推進課
・都市計画の案の縦覧	都 市 政 策 課
◎ 交通局公告	
・落札者等	総 務 課
◎ 公安委員会告示	
・指定講習機関の変更の届出	運転免許管理課
・運転免許取得者等教育の認定機関の変更の届出	〃
◎ 監査委員公表	
・令和3年度普通会計定期監査（後期）、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に係る措置	監 査 事 務 局
・令和3年度包括外部監査の結果に基づく措置の公表	〃
◎ 長崎県病院企業団規則	
・長崎県病院企業団病院事業使用料規則の一部を改正する規則	長崎県病院企業団

告 示

長崎県告示第544号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和4年8月16日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 一般競争入札に付する事項
職員総合（画面系）システム維持管理業務委託
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、

同項第1号の規定に該当しない者である。

- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から開札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から開札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。
- (2) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 財務比率（純利益、固定長期適合率及び流動比率）
 - オ 過去の類似する業務の実績

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の時期
この告示の日から、令和4年9月14日（水）までの間の午前9時から午後5時までとする。（県の休日及び正午から午後1時までを除く。）
- (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(6)に掲げる場所において競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法
入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(6)に掲げる場所に提出すること。
 - ア 誓約書（様式第2号）
 - イ 法人にあっては登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - ウ 個人にあっては、本籍地の市区町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市区町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - エ 県税に関し未納がないことを証する証明書
 - オ 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - カ 印鑑届（様式第3号）
 - キ 口座振替申込書（様式第4号）※提出書類は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。
※上記エ及びオについては、新型コロナウイルス感染症に伴い税の徴収猶予を受けていることが分かる書類でも可。
- (4) 申請の特例
情報システム開発等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について定める告示（平成25年長崎県告示第325号）に基づく入札参加資格（システム開発及びネットワーク関連）を告示日現在で有している者で、かつ、2に掲げる競争入札に参加することができない者に該当しない者で競争入札に参加しようとする者は、申請書（様式第1号）に次の書類を添え、(6)に掲げる場所に提出することで、この告示に基づく申請書の提出に代えることができる。
 - ア 印鑑届（様式第3号）
 - イ 平成25年長崎県告示第325号に基づく資格審査結果通知書（写）
- (5) 申請書等の作成に用いる言語

- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (6) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
 - (住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
 - (名称) 長崎県総務部スマート県庁推進課（給与業務班）
 - (電話) 095-895-2239（直通）
- 5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第5号）により通知（郵送）する。
- 6 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年3月31日までとする。
- 7 資格審査申請書記載事項の変更届

競争入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

 - (1) 商号又は名称
 - (2) 所在地
 - (3) 代表者
 - (4) 資本金（法人の場合）
 - (5) 使用印鑑
 - (6) 委任事項
 - (7) 金融機関取引口座
 - (8) 電話番号
- 8 資格の取消し等
 - (1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)、(6)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
 - (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
 - (3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第545号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年8月16日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
 路 線 名 長与大橋町線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西彼杵郡長与町高田郷字森ノ木711番2地先から 西彼杵郡長与町高田郷字森ノ木712番5地先まで	前	10.3~11.0	23.7	
	後	10.4~11.4	23.7	

長崎県告示第546号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年8月16日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路線名 厳原豆酛美津島線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市美津島町箕形字タガエ280番4地先から 対馬市美津島町箕形字タガエ280番4地先まで	前	31.5~36.7	5.6	
	後	31.5~39.1	5.6	

長崎県告示第547号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年8月16日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 207号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市高来町富地戸字川端444番6地先から 諫早市高来町富地戸字川端450番3地先まで	前	10.8~12.3	32.2	
	後	10.1~10.8	32.2	

長崎県告示第548号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年8月16日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 厳原豆酛美津島線	対馬市美津島町箕形字タガエ280番4地先から 対馬市美津島町箕形字タガエ280番4地先まで	令和4年8月16日

公 告

契約者等（公告）

随意契約の相手方等について、次のとおり公告する。

令和4年8月16日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
県税総合システム税制改正対応（軽自動車OSS・共通納税QRコード）改修業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県総務部税務課
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2216
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年6月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
長崎市万才町7-1
日本電気株式会社長崎支店 支店長 木村 雅晴
- 5 随意契約に係る契約金額
241,945,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定に該当するため。

一般競争入札の実施（公告）

職員総合（画面系）システム維持管理業務委託について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年8月16日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 業務名
職員総合（画面系）システム維持管理業務委託
 - (2) 業務の仕様等
職員総合（画面系）システム維持管理業務委託仕様書による。
 - (3) 履行期間
令和4年10月1日から令和7年9月30日
 - (4) 履行場所
長崎県総務部スマート県庁推進課
 - (5) 入札の方法
ア 前記(1)の業務を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 入札執行回数は3回を限度とする。3回までに落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合がある。
- 2 入札参加資格
 - (1) 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者で

ないこと。

- (3) 職員総合（画面系）システム維持管理業務委託に関する令和4年8月16日付けの競争入札の参加者の資格等（長崎県告示第544号）に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (4) この公告の日から8の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から8の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加条件

- (1) 当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委託又は請け負わせることなく履行できる者であること。
- (2) 業務に従事する技術者を1名常駐できる者であること。

4 当該業務契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号
（名称）長崎県総務部スマート県庁推進課（給与業務班）
（電話）095-895-2239

5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

6 入札説明書の交付方法

（期間）この公告の日から令和4年9月14日までの間（県の休日を除く。）

（場所）4の部局等とする。

※郵送による入札説明書の交付を希望する場合

4の部局へ令和4年9月7日17時00分までを必着とし、入札説明書交付申請書（任意様式）と返信用封筒を同封した書留郵便により交付を求めること。また、返信用封筒は表に申請者の所在地、商号又は名称、代表者（職）氏名等名を記載したA4用封筒又はレターパックとし、交付は着払い（郵送に係る費用は、交付希望者負担。）により行う。なお、4の部局が受け取った日の翌日から1日（県の休日を除く。）を経過しても入札説明書が届かない場合は、4の部局に確認すること。

7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 開札の日時及び場所

（日時）令和4年9月27日 10時30分

（場所）長崎県庁行政棟1階入札室

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

（郵送による場合の入札書の受領期限）令和4年9月26日17時00分（必着）

（提出先）長崎県総務部スマート県庁推進課

（その他）郵送による場合は、一般書留郵便、簡易書留郵便、特定記録郵便等受取人が郵便物を受け取った記録が残る郵便により上記受領期限内必着のこと。

郵送による場合は、代理人による入札は認められないこと。

郵送以外による入札の場合は、開札の日時及び場所での入札となること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

10 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札書を郵送によって提出しない場合であって、入札者が代理人である場合は、委任状（様式第10号）の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

11 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

また、(6)及び(14)から(18)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。また、郵送以外による入札の場合で、かつ、入札者（代理人を含む。）の押印が省略されている場合は、開札時に本人確認（確認書類（運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・顔写真付きの社員証等）による。）ができないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (15) 代理人が入札したとき。
- (16) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (17) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (18) 内封筒に業務名の記載がないとき。
- (19) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

12 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受ける。
- (3) この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature of the services to be procured
Maintenance and administration for Payroll Systems
- (2) Contract fulfillment period
October 1, 2022 through September 30, 2025
- (3) Contract fulfillment place
As shown in the tender documentation
- (4) Time limit for the submission of tender
5:00 p.m. September 26, 2022
- (5) Date and time for the opening of tenders
10:30 a.m. September 27, 2022
- (6) For further information, please contact
Smart Prefecture Development Division,
General Affairs Department,
Nagasaki Prefectural Government,
3-1 Onoue-machi, Nagasaki City,
Nagasaki Prefecture, 850-8570, JAPAN
TEL 095-895-2239

都市計画の案の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに県に意見書を提出することができる。

令和4年8月16日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 大石 賢吾

- 1 都市計画の種類
長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）道路 3・3・105号 宝町立神町線
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分 長崎県長崎市幸町及び宝町
- 3 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課、長崎県長崎振興局及び長崎市役所
- 4 縦覧期間
公告の日から2週間

交通局公告**落札者等（公告）**

落札者等について、次のとおり公告する。

令和4年8月16日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 購入品目及び予定数量
軽油1,510キロリットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(名称) 長崎県交通局管理部総務課(総務班)
(住所) 〒850-0043 長崎市八千代町3-1
(電話) 095-822-5141
- 3 調達方法 購入等
- 4 契約方式 一般競争入札
- 5 落札決定日 令和4年7月27日
- 6 落札者の氏名及び住所
(氏名) 株式会社新出光 九州支店 西九州エリア エリア長 長岡 芳昭
(住所) 長崎市江戸町2番34号
- 7 落札価格 123,290円(1キロリットル当たり単価、消費税及び地方消費税含む)
- 8 入札公告日 令和4年7月1日
- 9 落札方式 最低価格

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第37号

指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第4条第1項の規定に基づき、指定を受けた者から変更の届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年8月16日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名		特定講習の業務を行う事務所の 名称及び所在地
変 更 後	変 更 前	
<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社浦上自動車学校 ・長崎市赤迫3丁目19番1号 ・中ノ瀬 愛 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社浦上自動車学校 ・長崎市赤迫3丁目19番1号 ・吉川 万一郎 	<ul style="list-style-type: none"> ・浦上自動車学校 ・長崎市赤迫3丁目19番1号

長崎県公安委員会告示第38号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第7条第1項の規定に基づき、指定を受けた者から変更の届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年8月16日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名		運転免許取得者等教育に使用する施設の 名称及び所在地
変 更 後	変 更 前	
<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社浦上自動車学校 ・長崎市赤迫3丁目19番1号 ・中ノ瀬 愛 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社浦上自動車学校 ・長崎市赤迫3丁目19番1号 ・吉川 万一郎 	<ul style="list-style-type: none"> ・浦上自動車学校 ・長崎市赤迫3丁目19番1号

監査委員公表

監査委員公表第6号

令和4年3月30日付R03-21000-01118、R03-21000-01160及びR03-21000-01127の監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年8月16日

長崎県監査委員	下田	芳之
同	砺山	和仁
同	前田	哲也
同	中村	泰輔

R04-01090-01598

令和4年5月30日

長崎県監査委員 下田 芳之 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 前田 哲也 様
長崎県監査委員 中村 泰輔 様

長崎県知事 大石 賢吾
(公 印 省 略)

令和3年度普通会計定期監査（後期）結果に係る措置について（通知）

令和4年3月30日付R03-21000-01118にて提出された監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので通知します。

令和3年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
1	総務	対馬振興局 管理部税務課	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (県税及び加算金等)	<p>県税の収入未済については、毎年度策定している徴収方針に基づいて、文書、電話による催告や自宅等への訪問などによる早期接触を図るとともに、滞納者の現状把握に努め、自主納付に応じない滞納者に対しては、給与・預金等の債権を中心に差押を実施しております。</p> <p>特に、収入未済額の98%を占める個人県民税については、「長崎県地方税回収機構」の制度の活用、並びに県から派遣された課長（対馬市税務課主幹）との協力により、市との連携・協働を強化して効果的な滞納整理を行うことで収入未済額の縮減に取り組んでおり、このような取組みにより収入未済は年々減少しております。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う徴収猶予適用により繰越となった案件については、一部徴収猶予の延長を適用したものを除き、令和3年度中に大部分が完納となりました。</p> <p>今後とも、滞納者への折衝及び滞納処分を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、納税の猶予などの制度を適切に活用しながら、個々の実態に即した実効性の高い滞納整理を講じることにより、県税収入の確保に努めてまいります。</p>
2	総務	県央振興局 税務部納税課、 課税課	来庁者用の駐車サービス券について、来庁者に渡す都度に記録する使用簿と毎日の在庫管理を行うための受払簿との間で不突合があり、管理が不十分である。	<p>駐車サービス券については、これまで窓口手続き終了後に来庁者へ駐車場利用の確認を行い窓口担当者が使用簿に記載して交付していたため、混雑時に記載を失念してしまうなど、残枚数で日々管理を行っていた受払簿との間で不都合が生じてしまい、管理不十分な状況となっていたものです。</p> <p>今回、マニュアルを整備し、駐車場利用の有無は来庁時に確認を行い、来庁者に使用簿を記載させることで記載漏れを防止し、また、各課に駐車サービス券の管理者を定め、窓口担当者は、使用簿を提示して交付を受ける取扱いに変更するなど、チェック体制を強化し、適切な管理に努めてまいります。</p>
3	地域振興	五島振興局 管理部総務課	ワークハウスレンタル契約において、誤った理由により契約保証金を免除している。	<p>コロナ感染症軽症者等宿泊療養施設の管理棟として必要となったコンテナハウスのレンタル契約において、積算額が随意契約の限度額を超えるため指名競争入札を実施し、契約保証金「要」として処理を進めていました。</p> <p>その後、他部局の同様の事案では「新型コロナウイルス感染症対策に対応するため、緊急の調達が必要となった場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約が可能である」との国の通知を受け、一者随契（契約保証金免除）により契約を締結していることが判明したことから、入札手続の途中にもかかわらず一者随契の契約時に適用する契約保証金の免除規定を誤って適用していたものです。</p> <p>今後は、随時改正される国発出の通知の情報収集に努め、契約保証金免除の適否の決定を適切に処理してまいります。</p>

令和3年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
4	地域振興	五島振興局 管理部総務課	横道地区地域防災対策総合治山工事設計等業務委託において、契約保証金の要否についての確認が不十分であったため、契約保証金を契約後に納付させている。	<p>予備監査以降は落札・決定時に、入札執行に関わる複数職員で契約保証金の要否を確認するよう見直しを行いました。</p> <p>また、共有フォルダに入札から契約までのスケジュール表を作成し、契約までに契約保証金の処理漏れがないか班のミーティングでの確認を徹底することとしました。</p> <p>今後とも、再発防止に努めてまいります。</p>
5	地域振興	五島振興局上五島支所 総務課	<p>上五島支所のプレハブ倉庫について、産業廃棄物としての処分が行われておらず、支出科目も誤って処理されている。</p> <p>また、物品の不用決定を行わずに処分をしている。</p>	<p>本件は、上五島支所庁舎前にあったプレハブ倉庫を産業廃棄物として委託契約を締結することなく処分していたものです。</p> <p>当時は、プレハブ倉庫の解体及び撤去業務として発注しており、産業廃棄物との認識がありませんでした。</p> <p>また、不用決定についても、物品登録がなされているとの認識がなく、システム上の処理をすることなく手続きを進めておりました。</p> <p>今後は、関係法令に従い適正に処分を行うよう、物品登録の有無を含め確認を徹底し適切な事務処理に努めます。</p> <p>なお、受注業者への聞き取りにより、当該倉庫は最終処分に至ったことを確認しており、物品管理システム上も、令和4年1月24日付で不用決定のうえ払出を終えています。</p>
6	地域振興	五島振興局 管理部総務課	保管金の管理において、源泉徴収した所得税等の還付対象者への還付漏れや、税務署への納付漏れ及び還付請求漏れがある。	<p>年末調整に係る所得税の処理について、事務処理の引継ぎ等が不十分であったため納付漏れ等が発生したものです。</p> <p>令和3年分の年末調整より、本人への還付の方法を見直すとともに、毎月保管金出納簿で納付漏れ等がないか確認を徹底することとしました。</p> <p>今後とも、再発防止に努めてまいります。</p>
7	県民生活 環境	五島振興局 保健部企画保健課、衛生環境課	感染性廃棄物の保管について、法律等の定めに従っておらず管理が不十分である。	<p>法律等の定めに従い、取扱い等を下記のとおり改めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・扉を常時閉め、注意書きを貼付し関係者以外の立入りを禁止とする。 ・保管箱の場所を、蓋を密閉したものと使用中のものとして区分する。 ・注意書きのサイズを、国基準を満たすサイズに貼り換える。 ・部屋の空調はこれまで同様使用しない。 <p>上記について、所内に注意書きを貼付するとともに、所員全員へ周知を行ったところです。今後も年度初めには所員全員へ周知する等し、管理を徹底してまいります。</p>

令和3年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
8	福祉保健	こども医療福祉センター	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 （障害福祉手数料等）	保護者との面談、電話催告、文書による督促・催告や債権管理を専任で行う会計年度任用職員による訪問徴収に取り組んでおります。また生活困窮者に対しては自治体等の支援策の情報提供や相談などを通して、納入に繋がるよう引き続き努めてまいります。
9	福祉保健	長崎こども・女性・障害者支援センター	長崎こども・女性・障害者支援センター庁舎清掃業務委託において、清掃範囲を変更指示しているにもかかわらず、変更契約の手続きを行っていない。 また、仕様書と積算の内容が異なっている。 さらに、報告書で作業実施が確認できないものがあり、履行確認が不十分である。	定期清掃（床・カーペット、窓・ブラインド各年2回実施）の実施にあたり、機密文書を保管している箇所の清掃を取りやめたものを契約変更をすることなく変更指示をしたものです。この変更指示に関しては、委託料の額に変更は生じておりません。 今後、仕様と異なる業務を行わせる場合には、変更内容を反映させた仕様書の作成及びそれに係る積算を行い、適正な変更契約の手続きを行ってまいります。 また、積算に計上していない項目を仕様書へ計上しており、仕様書と積算の内容が異なっていました。 今後、起案にあたっては、仕様書と積算内容の照合を十分に行い、仕様書と積算の内容が異なることがないようにいたします。 あわせて、履行確認にあたっては、仕様書と報告書の照合を十分に行い、仕様書どおりに履行がなされているか、履行確認を適正に行ってまいります。 なお、令和4年度の契約においては、実際の清掃範囲に合わせて、仕様書の見直しを行いました。
10	福祉保健	長崎こども・女性・障害者支援センター	エアコン取付工事において、妥当性の検討を行うことなく、値引き後の参考見積額に基づいて予定額の積算を行っている。 また、見積書徴取業者の選定にあたり、参加資格の確認が不十分である。	参考見積業者へ事前に機器値引きであることを確認のうえ、参考見積にその旨を記載し積算価格としましたが、現市場の取引価格との検討を行っていなかったものです。 今後は取引価格を調査し妥当性を検討したうえで積算いたします。 また、業者選定においては、参加資格の確認を明確にするため、選定理由となる資料を添付してまいります。
11	福祉保健	杵岐振興局 保健部企画保健課	公用車の使用において、公用車運行日誌運行前点検表による所属長等の確認が記録されていない。 また、アルコールチェックが確実に実施されていない。	運行日誌と一体となっていた運行前点検表を、人事課通知の運転前確認簿に改めて、所属長等の確認を行うようにいたしました。 また、職員運転の際には、運転する職員が行ったアルコールチェッカーを使用した点検結果を課長又は班長が確認した後、課長又は班長から運転する職員へ公用車の鍵を渡すこととしました。 今後は、確実な実施を徹底してまいります。
12	福祉保健	長崎こども・女性・障害者支援センター	公用車の廃車に伴う自動車重量税の還付手続きが行われていない。	還付手続きが不要と誤認していたため、還付手続きを失念していたものであり、令和3年12月10日に陸運局へ還付手続きを行いました。（令和4年1月24日収入） 廃車の手続きについては、処理方法等の手順書を作成いたしました。 今後は、当該手順書を引継書へ追加し、同様の手続き漏れがないよう努めてまいります。

令和3年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
13	福祉保健	五島振興局 保健部企画保健課、衛生環境課	感染性廃棄物の保管について、法律等の定めに従っておらず管理が不十分である。	関係法令の理解が不十分であったため、保管場所へ関係者以外の立ち入りが可能であるなど、管理が不十分であったものです。 法律等の定めに従い、取扱い等を下記のとおり改め、所内に注意書きを貼付するとともに所内全員に周知を行いました。 ・扉を常時閉め、注意書きを貼付し、関係者以外の立ち入りを禁止 ・保管箱の配置場所を、蓋を密閉したものと使用中のものとの区分 ・注意書きのサイズを、国基準を満たすサイズに貼替今後年度初めには所内全員へ周知し、管理を徹底してまいります。
14	産業労働	佐世保高等技術専門学校	エレベーター保守点検業務委託契約による点検結果で判明した動作不良箇所について、仕様書で提出が定められている受託業者からの修理見積書が、1年以上提出されなかったことにより対応が遅延している。 また、対象機器2基のうち1基が故障し稼働していないにもかかわらず、点検項目の見直しを検討することなく、当初の契約金額がそのまま支払われている。	修理見積書の提出遅延については、点検業者が動作不良の原因特定をするにあたってメーカーとのやり取りが何回も生じ、時間を要したために起きたものです。 原因が特定された後は、修繕を行うよう計画し、点検業者と修繕契約を締結しましたが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響等による半導体不足のため、資材の調達が困難となり、年度内の履行が困難な状況となったことから、やむを得ず契約の解除を行ったところです。 今後は、資材の調達時期が明確になり次第、修繕を行ってまいります。 点検項目の見直しについては、令和4年度の入札前に令和3年度の受託業者と協議した結果、稼働していない1基についても同様に点検が必要であることを確認しております。 ご指摘を踏まえ、今後も適正な事務処理に努めてまいります。
15	水産	五島振興局上五島支所 建設部管理・用地課	漁港施設にある漁具倉庫について、無許可で占用されている期間の不当利得を請求していない。	不当利得の請求に向けて準備を進めてまいります。
16	水産	長崎港湾漁港事務所 総務課	庁舎建築設備等点検業務において提出された定期検査報告書に、要是正の指摘があるが対応の検討がされていない。	限られた予算の中で、優先順位をつけて対応してまいります。
17	水産	長崎港湾漁港事務所 総務課	消耗品等出納簿（切手）において、昨年度の監査での指導にもかかわらず、年度初めに行う前年度繰越高の物品管理者及び出納員の確認がなされていない。	年度当初、物品管理者及び会計員の確認印を受けるよう徹底するとともに、今後はこのようなことがないように、適切に処理します。

令和3年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
18	水産	杵岐振興局 農林水産部水産課	公用車の廃車が遅延したことにより、本来還付可能な自動車重量税、自賠責保険料の還付が行われていない。	今後は、公用車の更新時期の前に、処分予定の公用車の売却若しくは棄却処分の検討を進め、再発防止に努めてまいります。
19	水産	総合水産試験場	ボイラーのガス及び電気料金を抑制するために設置されたコージェネレーションシステム（熱電併給装置）が故障しているにもかかわらず、一年以上対応していない。	当該装置の故障の修理については、令和3年12月20日に発注し、令和4年1月13日に終了しました。 今後、施設管理の状況や修理発注等の予定について、所属内でのミーティング及びスケジューラー等での共有に努め、事務処理に遅延や漏れ等が生じないよう徹底します。 なお、当該システムの導入に伴いガス従量料金単価が低減される契約は継続できています。
20	農林	県央振興局 農林部農道課	大村レインボーロード地区小川内大橋橋脚補強工事において、工事完成が遅延しているにもかかわらず、遅滞損害金を徴収していない。	当該工事の完成検査において、手直しが生じ、工事完成が遅延したにもかかわらず、遅滞損害金を徴収していなかったため、今回指摘を受けたものであります。 指摘を受けた後、遅延日数等を基に遅滞損害金を算定のうえ受注者へ請求し、令和4年2月16日に徴収いたしました。 今後は、このような事態が発生しないよう契約期間中の現場管理の徹底に努めるとともに、工事完成の遅延が発生した場合には、振興局内関係部署とも協議したうえで適正な事務処理に努めてまいります。
21	農林	肉用牛改良センター	家畜人工授精用凍結精液譲渡料の収納事務を私人に委託しているにもかかわらず、告示等を行っていない。	家畜人工授精用凍結精液譲渡料の収納事務について、県内各農協等と収納事務にかかる委託契約を締結しておりましたが、地方自治法施行令に定める告示を行ってなかったことから指摘を受けたものであります。 指摘を受け、令和3年度においては、令和4年2月8日付で県公報による告示を行いました。 今後は、関係法令等を遵守し、適正な事務手続きに努めてまいります。

令和3年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
22	農林	対馬振興局 農林水産部森林 土木課	上槻地区災害関連緊急治山工事（2工区）の変更契約において、追加工事の経費算出を誤っている。	<p>上槻地区災害関連緊急治山工事（2工区）の変更契約において、工法変更及び工法変更に伴う産業廃棄物（汚泥）処理費用を設計変更の対象とすべきところ、産業廃棄物処理費用のみを設計変更の対象としていたことについて、指摘を受けたものであります。</p> <p>これは、工事に着手した後、当初設計における工法では現地の地質に対応できないことが判明したことから、事業者の申し入れを承諾し、地質に適した工法に変更したものであります。工法変更については設計変更の対象とはせず、工法変更に伴い発生する産廃処理費用のみを対象としていたものであります。</p> <p>今回の指摘を受け、変更契約においては、適正にその経費を反映させるように、打合せ内容や現場で得た情報は監督日誌に記載し、課内での情報共有を徹底するとともに、工事設計時及び審査時における内容確認等を内部統制チェックシートに追加し改善を図っております。</p> <p>今後、同様の事案が発生しないよう適正な設計変更に努めてまいります。</p>
23	農林	農林技術開発センター	豚委託販売契約外2件において、県が負担する「と場経費」などの内容が、契約書上不明確である。	<p>豚等の委託販売契約については、受託者がと場に対して支払う「と場経費」等は県が負担することとしており、契約書において「1頭につき定められた経費の実費とする」等の定めを行っていたものの、その金額や根拠を明示していなかったことから、指摘を受けたものであります。</p> <p>今後は、経費の金額や根拠を明示するよう契約書の記載方法を改め、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
24	農林	農林技術開発センター	長崎県病害虫防除所浄化槽保守点検業務委託において、県の申入れにより変更契約を行っているが、相手方から見積書を徴取せず県から通知した額で契約を締結している。	<p>浄化槽保守点検業務委託において、当該浄化槽を取り替えることとなったため、取り替え期間中の保守点検が不要となることから、県からの申入れにより変更契約を行ったものですが、受託者から見積書を徴取しないまま変更契約を行ったことについて、指摘を受けたものであります。</p> <p>今後は、同様の事案が生じないよう改めて職員に周知するとともに、「契約事務チェックリスト」による職員相互のチェックを徹底し、「入札・契約事務マニュアル」に沿って適正な事務処理に努めてまいります。</p>
25	農林	農業大学校	自家用電気工作物保安業務委託（本校）において、至急対応が必要な不具合等が報告されているにもかかわらず、対応が遅れている。	<p>本校の電気設備点検において、早急に改善する必要がある不具合等が報告されているにもかかわらず、対応が遅延していたことについて、指摘を受けたものです。</p> <p>これは、緊急性や安全性を考慮し、校内の他の修繕工事等と調整した結果、電気設備については応急的な対応のみを行っていたものであります。不具合の根本的な改善に向けては、現在、修繕を進めているところであります。</p> <p>今後は、点検結果に基づき、適正な対応を行うよう努めてまいります。</p>

令和3年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
26	農林	肉用牛改良センター	<p>ノコグズの売買単価契約において、契約保証金の免除に必要な履行完了実績を確認しないまま、契約保証金を免除している。</p> <p>また、入札執行通知書に契約保証金の取扱について記載していない。</p> <p>さらに、契約書に契約保証金の条項が約定されていない。</p>	<p>ノコグズの売買単価契約において、契約保証金の免除に必要な履行完了実績を確認しないまま契約保証金を免除していたこと、また、入札執行通知書に契約保証金の取扱についての記載が漏れていたこと、さらに、契約書に契約保証金の条項を約定していなかったことから指摘を受けたものであります。</p> <p>今後は、契約時にチェックリストによる確認を徹底し適正な事務手続きに努めてまいります。</p> <p>なお、令和3年度ノコグズの売買単価契約においては、令和4年1月31日付で契約保証金の条項を追加した変更契約を締結したうえで、受注者から契約保証金を納付させております。</p>
27	農林	県央振興局 農林部森林土木課	<p>県央地区効果促進事業測量業務委託（2工区）において、成果品として受け取った記録機器類（HDD）が物品として組み入れされていない。</p>	<p>県央地区効果促進事業測量業務委託（航空レーザー測量業務委託）において、成果品として受領した、測量結果のデータが保管された記録機器（HDD）について、物品として組み入れ、物品管理簿に登録して管理すべきところ、組み入れ手続きがなされていなかったため、指摘を受けたものであります。</p> <p>今回の指摘を受け、直ちに物品として組み入れ手続きを行い是正を図りました。</p> <p>また、物品購入だけではなく、委託事業等における成果品も組み入れが必要である旨を関係職員で情報共有し、適正な物品管理を行うよう、再発防止策を講じました。</p> <p>今後、同様の事案が生じないよう、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>
28	農林	肉用牛改良センター	<p>家畜人工授精用凍結精液について、配布先から提出された利用状況報告書の集計誤り等があり数量管理が不十分である。</p>	<p>凍結精液の数量管理については、凍結精液流通管理システムにおいて適正に管理していましたが、集計用資料である凍結精液利用状況報告書の作成において、人的な入力ミスが原因で集計表に誤り等があり、数量管理が不十分との指摘を受けたものであります。</p> <p>今回の指摘を受け、凍結精液利用状況報告書の作成を管理システムから出力するよう改め、人的な入力ミスを防止するよう改善を図りました。</p> <p>今後も、適正な数量管理・報告書作成に努めてまいります。</p>
29	農林	農林技術開発センター	<p>毒物劇物で長期間使用されていない物が存在し、使用の見込みがないまま保管されている。</p>	<p>過去の試験研究課題の際に購入した毒物劇物について、試験終了後、使用見込みがないまま長期間保管されていることについて、指摘を受けたものであります。</p> <p>毒物劇物については、「毒物劇物危害防止規定」に基づき、引き続き、適切な取り扱いを行うとともに、使用見込みのないものについては、計画的な処分を進める等、適正な管理に努めてまいります。</p>

令和3年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
30	土木	五島振興局 建設部管理・用地課	<p>収入未済について、相続放棄の確認遅延や債権管理簿の未記入があるので、債権の適正な管理を行うとともに、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。（港湾施設使用料等）</p> <p>また、不法占用にかかる不当利得を調定していない。</p> <p>さらに、相続人調査について適正に文書管理がされていない。</p>	<p>相続放棄の有無の確認遅延及び債権管理簿への未記入等、並びに相続人調査に関する管理書類については、監査指摘後、適正に完備いたしました。今後は、債権管理マニュアル等を確認し、文書管理を含め適切な処理を行い、適正な債権管理を行うよう努めてまいります。</p> <p>また、不当利得の調定については、不法占用物件の撤去日の目途がたたず不法占用期間を特定できなかったため調定を行っておりませんでした。今後は、不法占用状態が長期となる場合は期間を区切って不当利得の調定を行うこととし、適正な徴収事務に努めてまいります。</p>
31	土木	対馬振興局 建設部管理課	<p>港湾使用料（特別会計）外において、納期限内に納付がされていないにもかかわらず督促を行っていない。</p>	<p>納入期限を過ぎた者に対しては、速やかに電話、訪問等により納入を催告しています。</p> <p>令和4年度からは、納入通知書を送付する際、期限内納入を喚起するチラシを新たに同封しています。</p> <p>また、催告に従わない時は督促してまいります。</p>
32	土木	壱岐振興局 建設部壱岐空港 管理事務所	<p>産業廃棄物処分業務において委託契約書を作成しないまま、委託しており、また、最終処分の確認をしていない。</p>	<p>今後、産廃処理業務を委託する際は、委託料の有無或いは多寡を問わず、委託契約書を取り交わす必要があること、又産廃処分業務を委託した場合、履行確認はマニフェストE票を以て行うことを事務所内で改めて徹底し、適正な処理に努めてまいります。</p> <p>また、最終処分の確認については、マニフェストのE票により行っています。</p>
33	土木	長崎港湾漁港事務所 総務課	<p>庁舎建築設備等点検業務において提出された定期検査報告書に、要是正の指摘があるが対応の検討がされていない。</p>	<p>限られた予算の中で、優先順位をつけて対応してまいります。</p>
34	土木	長崎振興局 建設部用地課	<p>長崎港港湾機能施設整備工事に係る土地鑑定評価契約は、請負であり検査調書を作成する必要があるが、これが作成されていない。</p>	<p>土地鑑定評価業務については、役務費で執行する取り扱いを行っておりますが、成果物の引渡しを目的とする契約であるため、検査調書の作成が必要であったところ、役務費の場合、検査調書の作成は不要であるとの誤った認識により作成しなかったものであります。</p> <p>本件指摘を受け、土地鑑定評価依頼事務取扱要領を改正し、検査調書の作成を明文で定め、適正な契約事務について改めて周知を徹底しております。</p>
35	土木	長崎港湾漁港事務所 港営課	<p>小ヶ倉柳地区消防用設備等点検業務委託外2件において、昨年度の監査での指導にもかかわらず、契約が遅延し消防法等で定められている点検期間が遅延している。</p>	<p>小ヶ倉柳地区消防設備等点検業務委託、長崎港元船地区B棟・C棟上屋消防用設備等点検業務委託及び長崎港・茂木港臨港道路路面清掃業務委託について、令和3年度は年度当初に契約し、点検等を行いました。</p>

令和3年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
36	土木	県央振興局 建設部道路第二課	一般県道諫早外環状線道路改良工事（監督補助業務委託その1）外1件において、工事の件数や箇所が変更されたにもかかわらず、変更契約を行っていない。	工事の件数や箇所は変わっていましたが、契約金額の変更に影響がなかったことから、受注者とは打合せ簿などの書面による甲乙協議を行い、契約変更は行っていませんでした。今後は、業務内容の変更に応じて適切に契約変更を行います。
37	土木	県央振興局 建設部河港課	半造川樋門等操作管理委託において、承諾のないまま再委託が行われている。	契約事務チェックリストに再委託の項目を追記し、契約時点で契約相手方に再委託の有無について確認を行うよう是正しました。令和3年度委託分については令和3年12月2日付で再委託承認申請を受理、12月6日に承認を行いました。今後も適正な処理を徹底いたします。
38	土木	県央振興局 建設部河港課	県央振興局管内ダム管理補助業務委託外2件の点検業務委託で報告された不具合箇所について、対応が遅延している。	各点検結果報告書にある不具合箇所について、緊急性の高いものについては令和3年度に予算要求を行い、現在対応中であります。今後は緊急性や対応方針等をもとに修繕計画を作成し対応いたします。
39	土木	五島振興局 建設部管理・用地課	消防設備保守点検業務委託において、消火器具が不良との点検結果報告があったにもかかわらず、対応がなされていない。	令和3年1月に点検報告を受け、消火器交換の予算措置が次年度となってしまったため対応が遅れましたが、令和3年度予算で対応（令和3年11月発注、12月7日交換）いたしました。 今後は、消火器具等の消防設備の不良報告を受けた際、早急に対応してまいります。
40	土木	五島振興局 建設部道路課	一般県道河務福江線道路植栽管理委託において、契約が遅延している。 また、契約の内容に沿った保険加入が行われていない。 さらに、損害保険の予定額の積算が不明確である。	植栽管理について、平成28年度より基本協定を締結し、毎年度毎の委託契約を行っていましたが、当該年度の委託契約前に除草作業を行っていました。今後は、委託契約前の作業とならないよう、速やかに契約締結をするよう事務手続きを進めます。 機械器具を使わない歩道内の草むしり作業等は事故の危険性がないと考え、保険に加入せず作業していましたが、作業者の中には高齢者がおり転倒事故も考えられるので今後は全作業を対象とした保険の加入を行います。 また、損害保険の予定額の積算が明確になるように詳細な内訳がわかる見積もりを徴収します。
41	土木	対馬振興局 建設部用地課	加志川総合流域防災工事に伴う土地鑑定評価契約において、100万円を超える契約であるにもかかわらず、検査調書が作成されていない。	土地鑑定評価業務については、委任契約のため検査調書の作成は不要であるとの誤った認識により作成しなかったものであります。 本件指摘を受け、土地鑑定評価依頼事務取扱要領を改正し、検査調書の作成を明文で定め、適正な契約事務について改めて周知を徹底しております。
42	土木	長崎港湾漁港事務所 港営課	長崎県営常盤駐車場管理・収納業務委託において、精算機のデータと収納金額が不突合である原因の確認が不十分なまま検査合格としている。	不突合が生じた場合、この原因について確認を行ったうえ、検査を行うように徹底しています。

令和3年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
43	土木	壱岐振興局 建設部建設課	<p>浜田川通常砂防工事（堰堤工）において、事前に実施した地質調査報告の送付事項を設計に反映せず、観測機器を設置しなかったことなどから、法面変状に伴い工事期間の延長や工事費の増加が発生している。</p> <p>また、地盤改良工などの追加に伴う設計変更の際し、変更施工計画書の提出を受ける前に着工させている。</p>	<p>送付事項の脆弱層の存在する箇所については、設計時点で検討し安全性を確認していたが、今回の事案は調査地点以外で地層が急変していたことが原因で発生したものであることから、今後は掘削箇所に脆弱層が確認された場合は、直近で地層が急変する可能性も含め、近隣の地質調査結果や、文献等を参考に追加ボーリング等の再調査を検討し、適切な設計を行うことで、安全かつ効率的な工事の施工を行ってまいります。</p> <p>また、変更施工計画書の提出を受ける前に着工させていたことについては、今後は、追加工事を指示する際は、変更施工計画書提出を工事打合せ簿に明記し、提出を確認した上で着工させることを徹底します。</p> <p>そのため、職場内で情報共有を行い、打合せ簿に変更施工計画書提出確認のための欄を追加します。</p>
44	土木	長崎港湾漁港事務所 総務課	<p>消耗品等出納簿（切手）において、昨年度の監査での指導にもかかわらず、年度初めに行う前年度繰越高の物品管理者及び出納員の確認がなされていない。</p>	<p>年度当初、物品管理者及び会計員の確認印を受けるよう徹底するとともに、今後はこのようなことがないよう、適切に処理します。</p>
45	土木	県央振興局 建設部管理課、 道路第一課、河港課	<p>県有地であるダム資料倉庫の敷地に、撤去してきた自転車などを大量に放置しており、管理が不十分である。</p>	<p>不法投棄物件に関しては、処分可能な物について、令和3年度中に処分を行い、残りの物については、次年度以降に処分を検討致します。</p> <p>あくまで仮置き場であるため、今後は保管が長期間とにならないよう対応してまいります。</p> <p>また敷地への侵入防止のため、門扉が壊れたフェンスについては、チェーンと南京錠で保全を図りました。</p>

令和3年度 普通会計定期監査（後期）結果（意見）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	課（室）名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
1	出納	物品管理室	<p>○物品の管理について 令和2年度に備品等の基準額の見直しがあり、各所属においては、基準額に満たない備品等を物品管理簿から削除する作業が行われたが、物品管理簿から本来削除してはならない加除式図書等や基準額を超える物品を誤って削除している事例が少なからず見受けられたので、物品管理簿の整理状況について再度確認されたい。</p> <p>また、所管課においては、基準額の見直し内容について改めて周知を図るとともに、各所属で適正な整理がなされているか確認されたい。</p>	<p>令和2年度の備品基準額見直しに際しては、数回にわたり、基準額に満たない備品等の削除作業手順の留意点について、物品管理室長通知を发出しています。今回、指摘が多かった「加除式図書」についても、「金額に関わらず物品出納簿への登録が必要で今回の削除対象とはならないので注意するように。」と明記しております。</p> <p>また、物品管理者に対しても、削除すべきでないものを削除しようとしていないか必ず確認するよう注意を促しました。</p> <p>しかし今回の監査において指摘を受けた所属では、図書の基準額が1万円から2万円に改正されたことを受けて、本来なら削除の対象となっていない加除式図書等を誤って削除をしてしまったとのことで、周知・指導が十分ではなかったものと考えております。</p> <p>そのため、令和4年5月27日付けで物品管理室長名において、「適正な物品管理について」の通知を发出するとともに、7月上旬に動画配信予定の物品取扱事務説明会の中でも、再度、周知を行います。</p> <p>今後も物品管理指導検査や出納検査等を通じて、引き続き確認及び指導をしてまいります。</p>

3教総第148号
令和4年5月18日

長崎県監査委員 下田 芳之 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 前田 哲也 様
長崎県監査委員 中村 泰輔 様

長崎県教育委員会教育長 中崎 謙司
(公 印 省 略)

令和3年度普通会計定期監査（後期）結果に係る措置について（通知）

令和4年3月30日付R03-21000-01118にて提出された監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので通知します。

令和3年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
1	教育	北松西高等学校	自動販売機の設置に係る使用料について、調定が大幅に遅延している。	<p>令和元年度から令和3年度までの契約期間において、令和2年度分の貸付料を徴収していないことに気づき、令和3年度途中で2ヶ年度分を調定したことによるものです。</p> <p>各年度当初に財産貸付収入の調定が必要なものについて、3年分を一括して調定し徴収していると誤認したことが原因です。</p> <p>今後は、財産貸付収入の調定が必要なものを契約書に基づき洗い出しを行い、各年度末に行政財産貸付台帳を確認し、調定いたします。事務室全体の共通認識とし、不適切な会計処理の防止に努めてまいります。</p>
2	教育	口加高等学校	<p>ストレスチェック面接指導業務委託契約において、施行伺を作成していない。</p> <p>また、単価契約であるにもかかわらず、契約伺を支出負担行為決議書により行っている。</p>	<p>面接指導を実施する医師は、当該事業場において労働安全衛生業務に従事している医師が推奨されており、契約の相手方が健康管理医に限定されていたことで、施行伺を作成せず契約伺の作成のみでよいと誤認しておりました。また、単価契約とすべきところを総額として支出負担行為決議書により契約伺を行っておりました。</p> <p>今後は必要な様式等の情報共有化を図るとともに、入札・契約事務マニュアルを確認して事務を行うなど適切な事務処理に努めてまいります。</p>
3	教育	口加高等学校	印刷機の消耗品において、伺いによる決裁を行わず購入しているものがある。	<p>印刷機の消耗品の購入の際、物品購入伺簿による決裁を経ることなく、発注を行っていました。</p> <p>印刷機のインク・マスターの購入については、例年、年度当初に単価契約を行いますが、年度初めで多数の印刷件数が集中する中、消耗品の在庫が切れてしまい、急を要したために伺いによる決裁を行わず、購入してしまいました。</p> <p>今後は、発注する際は、物品購入伺簿の購入品目明細を見ながら行うなど、適正な契約事務を徹底するとともに、年度末の消耗品の在庫数にも留意いたします。</p>
4	教育	北松西高等学校	使用していないプロパンガスの基本料金を長年にわたり漫然と支出している。	<p>令和3年度は理科室のプロパンガスを利用しておらず、毎月基本料金のみ支出している状態であったため、過去の支出証拠書類を確認したところ、長年にわたり基本料金のみ支出していました。</p> <p>理科室のプロパンガスは、実験に利用するためのものですが、長年、使用していませんでした。</p> <p>今後授業でプロパンガスを使用する可能性が考えられたため、いつでも使用できる環境を維持していました。また、プロパンガスを撤去すると、撤去費用・再設置費用がかかるため、撤去していませんでした。</p> <p>今後は、実験による学習の重要性が高まっており、プロパンガスを利用した実験を行うこととしております。</p>

令和3年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
5	教育	壱岐商業高等学校	<p>し尿浄化槽保守点検業務委託の変更契約において、施行伺の作成・決裁及び見積執行通知を行っていない。</p> <p>また契約変更において、仕様書における点検回数を誤って記載している。</p> <p>さらに学校で保管されていた変更契約書の収入印紙が貼付されていない。</p>	<p>令和2年度の浄化槽保守点検業務委託について、令和2年4月の水環境対策課の通知を踏まえて、変更契約を行い、法定点検を26回実施しましたが、施行伺等を口頭決裁で済ませており、本来文書で行うということを失念していました。また、仕様書の点検回数を「年24回以上」と誤った記載をするとともに、収入印紙の貼付が漏れていました。</p> <p>所管課の通知を踏まえ、年26回の法定点検の実施が必要であることは、双方認識しており、「年24回以上」という契約内容に見直せば、26回実施したとしても問題ないという認識でした。</p> <p>指摘内容を踏まえ、改めて、当該業者と協議し、変更契約の手続きを行うとともに収入印紙の貼付も行いました。</p> <p>今後は、変更契約の手続きを行う際は、入札・契約マニュアル等をきちんと参照し、必要な事務手続きについて、遺漏がないよう努めます。</p>
6	教育	北松西高等学校	<p>既に終了した県有財産貸付契約に係る契約保証金について、還付しないまま長期間保管し続けている。</p>	<p>平成30年度に県有財産の貸付終了に係る契約保証金を自動販売機設置業者へ還付しておりませんでした。</p> <p>自動販売機設置業者へ還付請求書の提出を求めていましたが、業者の担当者の交代等もあり、提出されなかったため、長期間保管することとなってしまいました。</p> <p>指摘後、還付請求書を提出してもらい、当該契約保証金は既に還付しております。</p> <p>今後は、還付が遅れないよう業者との連絡を密に行ってまいります。また、再発防止に向けて、本校で作成した契約保証金チェックリストを利用するとともに、保管金状況の定期的な確認を行ってまいります。</p>
7	教育	長崎北高等学校	<p>職員公舎における外壁調査業務委託において、再委託の承認がされていない。</p>	<p>「工事に関する設計、調書及び測量に係るもの」であるため契約書は省略しており、また、仕様書にも再委託についての記載を行っていませんでした。</p> <p>今回の指摘を受けて、関係法令等を確認するなど、契約の原則について改めて職員間で共通認識を図ったところです。</p> <p>今後は、決定業者に対して、再委託についての確認を行い、適正な業務遂行に努めます。</p>
8	教育	猶興館高等学校	<p>委託契約書等において、検印を受けることなく公印を押印している。</p>	<p>機械警備業務委託等の施行伺決裁後の文書に「浄書」「校合」「検印」の押印漏れがありました。</p> <p>決裁後は、複数の職員で訂正箇所を確認したうえで公印を押印していましたが、担当職員の認識不足により「浄書」「校合」「検印」の押印が漏れていました。</p> <p>再発防止のため、今後は、公印を押印する際は検印を確認してから行うよう徹底し、事務室全体での共通認識のもと適正な事務処理に努めてまいります。</p>

令和3年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
9	教育	対馬高等学校	消防用設備点検業務委託（学校・セミナーハウス）において、複数年にわたり不良箇所が報告されているにもかかわらず、対応が遅れている。	<p>消防法に基づき、年2回の定期点検を実施し、複数年に渡る不良箇所については、対応方針を検討、整理し当初から設計業務の見積依頼等を行っていたところですが、見積作成に多大な時間を要したため、予算化が困難であったところです。</p> <p>当該不良箇所については、令和4年度に改修工事に着手することとしています。</p> <p>今後は、本事項のように即時の対応が困難な場合は、随時の対応方法及び施工計画を整理することとしてまいります。</p>
10	教育	ろう学校	スクールバス運行業務契約において、入札者が入札書と同時に提出すべき確約書を提出していないにもかかわらず入札に参加させている。	<p>令和2年度のスクールバス運行業務契約において、届出運賃により入札額を積算した旨の確約書を入札時に提出する必要がありましたが、提出がなかった1者については、口頭で「届出運賃」により積算していることを確認し、開札を行い業者を決定してしまいました。</p> <p>原因としましては、口頭により業者へ確認すれば確約書の未提出は失格にあたらないと誤った判断をしたためです。</p> <p>令和3年度分から必ず入札書と同時に確約書を提出させており、同業務の入札の際は、必ず確約書を提出させる必要があることを、事務職員全員が認識し、相互にチェックすることとしました。また、業者に対しても事前に入札時に確約書を必ず提出するよう連絡するようにし、確実に確約書を提出させるようにしました。</p>
11	教育	ろう学校	教職員事務用パソコン売買契約において、機種を変更しているが、変更契約を行っていない。	<p>教職員事務用パソコン売買契約において、業者からの機種変更申入書の提出を受けた際、機種変更の承認決裁は取っていましたが、機種変更による変更契約を行っていませんでした。</p> <p>原因としましては、変更承諾書の提出を受けず口頭でやり取りをし、変更契約の手続きを失念していたためです。</p> <p>改めて、入札・契約事務マニュアル等により、変更契約する時の事務処理の流れを確認しました。</p> <p>今後は、契約に変更が生じた場合は、十分注意する必要があること、また財務規則、入札・契約事務マニュアルをよく確認し、相互チェックをすることを確認しました。また、業者からの変更契約の申込みがあった際は、伺いだけでなく、変更契約を行うことを再確認しました。</p>

令和3年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
12	教育	佐世保特別支援学校	<p>体育館水銀灯ランプ交換において、交換した水銀灯ランプを産業廃棄物収集、運搬及び処分業の許可を受けていない者に行わせている。</p>	<p>本校の体育館の照明機器は昇降機のないタイプのため足場を設置する必要があり、電球を交換するまでは照明機器本体の故障の可能性も排除できないため「修繕」という認識で施工依頼し、今回は処分を含む修繕という認識であったため、処分までを業者に依頼したところです。</p> <p>修繕費用には処分費も計上して適正に処分が行われるように、依頼業者に伝え、口頭ではあるが処分についての確認についても行ったところです。</p> <p>今回の指摘を受け、部品交換と修繕の区別が簡単にできないことを事務局全体で認識し、より適切に処分を行うための話し合いを行いました。</p> <p>今後、部品交換と修繕の判断が難しいものについては、産廃処分もしくは下取りを行うことを事務局内で確認しました。</p>
13	教育	鶴南特別支援学校	<p>時津分校玄関広場舗装補修工事において、工事内容を変更しているにもかかわらず変更契約を行っていない。</p>	<p>オーバーレイ工法であった部分が予想以上に劣化していたため、受注者から既存舗装を撤去し再舗装する方法へ変更したいが、その際の増額変更は希望しないという旨の工事打合せ簿の提出があり、県側の不利益にはならないためそのまま承諾したところです。</p> <p>施工内容の変更を承諾しているため、契約金額の増減に関わらず設計変更・変更契約を行うべきところを、県の不利益にならないからといって設計図書を軽視し安易に工事打合せ簿だけで承諾してしまったことが原因です。</p> <p>今回の指摘を受け、書面で交わした設計図書の重要性を再度認識するよう周知し、具体的な手続きについては土木部作成の設計変更ガイドラインを提示して事務局各職員へ研修を行い、共通理解を図ったところです。</p> <p>今後、ファイル製本した設計変更ガイドラインを作成、確実に引き継げるようにし、また、組織としてのチェック機能を働かせるために、自分の担当外業務についても、常々理解してチェックするように声を掛け合うようにしました。</p>
14	教育	北松西高等学校	<p>使用していない物品や設備が多数置かれたままになっており、管理が不十分である。</p>	<p>不使用の備品及び修理不能な備品等について、廃棄されずに多数置かれたままになっていました。</p> <p>小値賀島内に産業廃棄物運搬・処分業者が存在しないため、処理できずにそのままになっていたことが原因です。</p> <p>今後は、処分すべき物品は一ヶ所に集め、早期に処分の手続きに取り掛かれるよう環境を整えるとともに、島外業者に見積もりを取り、計画的に処分いたします。</p>

令和3年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
15	教育	希望が丘高等特別支援学校	加除式の図書（2冊）を紛失しており、物品の管理が不十分である。	<p>令和2年度の配置物品点検時に、長崎県教育関係通知通達集（2冊）が配置場所である事務室のキャビネットの中に無いことが判明しました。</p> <p>校舎内のあらゆる場所を捜索しましたが見つからず、全職員及び転出した職員にも確認しましたが所在を確認することはできませんでした。</p> <p>物品管理に対する意識が低かったことが原因であると考えております。</p> <p>紛失した図書については、出納局物品管理室に確認し、物品出納簿記載内容修正等決議書に不明になった経緯を記載のうえ、物品管理簿から払い出しを行いました。</p> <p>今後は、物品管理マニュアルに従い、毎年度の物品点検を確実にを行うとともに、二度とこのようなことが起こらないよう適正な物品管理について、全職員に周知徹底いたします。</p>
16	教育	長崎明誠高等学校	浮棧橋について、海域管理条例に係る許可を受けないうまま設置している。	<p>平成28年9月、ボート部の使用する艇庫にある浮棧橋改修の際に琴海行政センターと打ち合わせる中で、「西海川に設置するものについて河川課の許可を取る必要があるのでは」との助言を受け、長崎振興局建設部管理課へ問い合わせたところ、設置場所は河口区域内ではないので許可の必要はない」との回答を受けたところです。</p> <p>設置されている場所は平面図で見ると川の一部のように見えるため、そこが海域であるという認識がなく、結果として海域占用許可をとらないまま設置をしてしまったことが原因です。</p> <p>今回の指摘を受け、ただちに長崎振興局長崎港湾漁協事務所港管課へ海域占用申請許可申請書の提出を行い、令和3年11月1日付で許可を受けました。以後年度ごとに許可が必要になるため、令和4年度分の許可については令和4年1月31日付で申請し令和4年2月8日付で許可を受けたところです。</p> <p>今後、上記浮棧橋については、年に1度の許可申請が必要になるため、年度末に必ず許可申請を行うことを引き継ぎ書で明文化し、担当間のみならず事務室全員で共有、認識することを確認しました。</p> <p>また、今後工事で県有地以外の土地に物件を設置する際には工事業者、関係機関との連絡を密にし、許可等の申請が必要なことを事務室全員で心がけ、引継ぎとしても残していくこととしました。</p>

令和3年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
17	教育	鶴南特別支援学校	保管金において、税務署へ納付すべき所得税等のうち2年半にわたり払い出されていないものがある。	<p>時津分校で実施した講師謝金から控除していた所得税2件（平成31年3月支出1件及び令和2年12月支出1件）について、本校での納付を失念しておりました。</p> <p>保管金の払い出しの際に、保管金出納通知簿照会画面をシステムから印刷して使用していましたが、当月以外の出納や累計残高が確認できず、月をまたいだ支出（決議の翌月に支払い）であった2件を見落としておりました。</p> <p>出納通知簿でなく出納簿の照会画面には、その月の出納だけでなく、累計残高も表示されるため、保管金出納簿照会画面を払い出しの際に印刷して確認することとしました。なお、指摘のあった所得税は令和3年11月に納付を完了しております。</p> <p>今後も、毎月の所得税払い出しの際に、徹底して出納簿での確認を行ってまいります。</p>

R4-08050-00469
令和4年5月19日

長崎県監査委員 下田 芳之 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 前田 哲也 様
長崎県監査委員 中村 泰輔 様

長崎県知事 大石 賢吾
(公 印 省 略)

令和3年度行政監査の監査結果について (回答)

令和4年3月30日付けR3-21000-01160の監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

令和3年度行政監査監査結果に係る措置

【指摘】

監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所属名：(河川課)	
第4 1 (1)①(ア)水防倉庫の設置箇所	
<p>水防倉庫について、平成17年度行政監査で指摘したにもかかわらず、県水防計画と実態が異なっているので、適正に記載すること。</p>	<p>水防計画の記載内容が、別表6-1に設置個所と別表6-2に所在地と備蓄状況と別れており、確認不足により齟齬が生じておりました。令和4年度の水防計画においては、水防資器材を備蓄する箇所と、その数量すべてを網羅し記載する予定です。</p>
第4 1 (1)①(イ)水防資器材の備蓄基準	
<p>備蓄すべき水防資器材について、平成17年度行政監査での指摘を受け、一旦は数的な基準を定めたものの、現在は抽象的な表現になっているので、客観的な根拠に基づいた備蓄目安(必要量)を示しながら、令和4年2月に策定した基本方針に基づいて、振興局等及び市町と十分に協議し、備蓄すべき水防資器材の品目や数量を情報共有するとともに、市町に対し必要な助言を行うこと。</p>	<p>水防資器材備蓄に関する「基本方針」に基づき、各市町の資器材の使用実績を踏まえ、他の地方機関の備蓄状況を勘案し河川課、市町と協議の上備蓄数量を決めていきます。また、市町に対し使用数量と備蓄数量を比較し、必要に応じて助言を行ってまいります。</p>
第4 1 (1)②(イ)県が備蓄する水防資器材の状況	
<p>水防資器材の備蓄について、複数の振興局等において、備蓄数量等が県水防計画と異なっており、また、県水防計画で備え付けることとされている受払簿がない振興局等があった。さらに、平成17年度行政監査で指摘したにもかかわらず、杵岐振興局には水防倉庫がなく備蓄されていないので、適切に対応すること。</p>	<p>「基本方針」に基づき、各振興局に対し備蓄数量の確認及び受払簿との数値に齟齬がないか、現地確認を行うよう令和4年5月に指示を行っております。 また、杵岐振興局においては、水防資器材を備蓄するよう対応中です。</p>
第4 1 (1)②(ウ)水防資器材の劣化や使用状況の把握と補充	
<p>水防資器材の管理について、平成17年度行政監査で指摘したにもかかわらず、県全体としての備蓄数量及び品質の状況把握が不十分であるので、振興局等及び市町と情報を共有するなど実効的な管理体制を構築し、適切な管理を行うこと。</p>	<p>上記の現地確認の際に、資器材の劣化についても確認を行うよう指示を行っております。経年劣化により品質を満たさない物については、不用決定を経て受払簿の数量から落とす手続きを行う予定です。 今後は、市町の水防資器材備蓄数量調査と合わせ県下全体の備蓄数量を把握し、適切に管理を行ってまいります。</p>
所属名：(河川課・港湾課)	
第4 1 (2)①浸水想定区域等の指定状況	
<p>高潮浸水想定区域の指定に向けて事業に取り組んでいるところであるが、事業の着手が遅れ、特に有明海については国の指定完了目標時期を徒過しているため、他の海岸を含め事業の進捗を図り、早期の指定に努めること。</p>	<p>有明海沿岸については、令和2年度から浸水シミュレーションによる区域図作成の業務を行い、令和3年度末に完了しています。今年度は関係市や隣接県、気象庁や九州地方整備局などの国の機関と協議を行う予定としており、早期の指定に向けて取り組んでいます。 また、令和3年度から西彼杵沿岸の浸水想定区域図作成業務を行っており、今年度末に完了予定となっています。 他の沿岸についても、順次、浸水想定区域図作成業務を進める予定としています。</p>

令和3年度行政監査監査結果に係る措置

【意見】

監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所属名：(河川課・振興局等)	
第4 1 (1)②(ア)県の水防倉庫設置箇所	
浸水想定区域等にある水防倉庫について、早急に設置箇所の見直しを行うべきである。	洪水浸水想定区域内に存する島原、土砂災害警戒区域内に存する長崎、県北、大瀬戸、対馬の水防倉庫については、対策、移転等の対応を検討していきます。
所属名：(河川課)	
第4 1 (2)②洪水予報、水位到達情報の伝達方法	
市町が策定する地域防災計画において、洪水予報、水位到達情報の伝達方法の規定が不十分なものがあるので、県水防計画の規定に基づいて策定するよう市町に助言等を行うべきである。	水防法第15条第1項1号に定めのある伝達方法について、市町地域防災計画に掲載するよう通知を行いました。

R04-01090-01715

令和4年6月6日

長崎県監査委員 下田 芳之 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 前田 哲也 様
長崎県監査委員 中村 泰輔 様

長崎県知事 大石 賢吾
(公 印 省 略)

令和3年度財政援助団体等監査結果に係る措置について (通知)

令和4年3月30日付R03-21000-01127の監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

令和3年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：総務部 学事振興課		
【長崎県公立大学法人】		
指摘事項 (団体)	<p>(1) 契約事務について 長崎県立大学バス運行管理業務委託について、年度途中で、実際の運行日数が契約書に定めた日数を大幅に下回ることが見込まれたにもかかわらず、契約変更協議が遅延し、減額されないまま当初契約額のとおり委託料を支払っているため、契約変更が必要な場合は、適切な時期に協議を行うこと。また、契約方法についても検討されたい。</p>	<p>令和4年度の当該業務委託については、契約書記載の運行日数を下回った場合、不足分を減額する契約内容に変更しました。</p>
	<p>(2) 運営費交付金に係る積立金の処理について 令和2事業年度財務諸表中の利益の処分に関する書類において、運営費交付金未執行額のうち、修学支援新制度に係る分については、「積立金」として計上すべきところを「目的積立金」としているため、適正な会計処理を行うこと。</p>	<p>R3.3.17付の長崎県学事振興課からの通知で、「運営費交付金における人件費執行残の取扱いと同様に、毎年度『積立金』へ積み立て、中期目標期間最終年度の翌年度中に、人件費執行残額及び修学支援新制度に係る残額全額を県へ返還する」との指示を受けておりましたが、決算作業時に当該通知を失念しており、例年の処理どおり人件費執行残額のみ『積立金』へ積み立てておりました。 令和3年度においては、適正に計上いたします。なお、令和2年度の誤りについては、令和3年度決算において修正いたします。</p>
	<p>(3) 現金の計上漏れについて（シーボルト校） 年度末に保有している現金について、貸借対照表に計上していないものがあるので、適正に計上すること。</p>	<p>従来、総務企画課以外での保有現金はありませんが、当該事例は、資格試験未受験者（学生）への受験費用返金のために学生支援課で現金を保有しておりました。 資格試験受験においては、受付は業務委託、未受験者（学生）への返金は学生に連絡する必要があることから、学生支援課で対応することとなっていました。 しかし、今回の事例を踏まえ、未受験者（学生）への連絡は従来通り学生支援課で行い、返金については、原則、総務企画課以外では現金を保有することがないように総務企画課で対応することとし体制を見直しました。併せて、総務企画課以外の課が現金を保有しないよう各部署へ周知いたしました。 また、年度末における各部署への現金保有の確認作業の回数（日数）も増やし、3/31には全ての現金を銀行に預け入れるなど、計上漏れを防ぐために総務企画課でも現金を保有しないよう徹底しており、年度末に保有現金が発生する事態が生じた場合は、貸借対照表に計上するよう徹底いたします。</p>

令和3年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
指摘事項 (団体)	<p>(4) 契約書に係る遅延利息利率について (佐世保校)</p> <p>前回監査で指導したにもかかわらず、契約書における履行遅延に対する損害金及び支払遅延利息に係る利率を誤っているため、関係規程に基づいて適正に事務処理を行うこと。</p>	<p>履行遅滞に対する損害金及び支払利息に係る利率については、年度開始前に学内に周知しておりますが、契約書作成時の確認が不十分でした。</p> <p>令和4年度は利率の変更はございませんでしたが、本年度の利率について全職員に対しメールで周知いたしました。また、契約書作成時の確認についても、事務局連絡会議等において、各グループリーダーに注意喚起するとともに、決裁が回ってくる財務グループでの確認も徹底してまいります。</p>
指摘事項 (主務課)	<p>(1) 運営費交付金に係る積立金の処理について</p> <p>令和2事業年度財務諸表中の利益の処分に関する書類の審査において、運営費交付金未執行額のうち修学支援新制度に係る分については、「積立金」として計上すべきところを「目的積立金」としてしているにもかかわらず、内容の精査を行わないまま承認しているため、適正な審査を行うこと。</p>	<p>財務諸表の承認（余剰金の承認）において、積立金及び目的積立金の内訳を提出させることで、適正な内容となっているか確認することといたしました。</p> <p>なお、令和2事業年度における修学支援新制度に係る余剰金については、大学とも協議し令和3事業年度決算時において、適正な積立金へ振替を行うこととしております。</p> <p>また、公立大学法人の会計への理解を深めるため、公立大学協会が実施している研修会等への参加ができないか検討してまいります。</p>

令和3年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：企画振興部 政策企画課		
【公益財団法人 ながさき地域政策研究所】		
指摘事項 (団体)	<p>(1) 契約事務について</p> <p>予定価格が100万円を超えている「可視領域図及びフォトモンタージュ作成委託」について、本来は指名競争入札で行うべき金額であるにもかかわらず、明確な理由がないまま一者による随意契約を行っている。</p> <p>限度額を超える随意契約を行おうとする場合には、その可否を十分に検討し、伺文書に理由を明記するなど、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>ご指摘の件の徹底については、指摘があった監査時点（令和3年9月）において担当職員、事務局長及び所属長（決裁権者）全員が共有し、再発防止に努めています。</p> <p>また、やむを得ず随意契約する場合もその可否を十分検討し、その理由を明確に記載するなど適正な事務処理の徹底に努めます。</p>
	<p>(2) 現金に係る残高の照合について</p> <p>現金の残高と現金出納簿残高との照合が月1回しか行われていないので、当法人の財務規程に従い、毎日の照合を行ったことが確認できるよう帳簿を整備すること。</p>	<p>令和3年10月から現金出納簿の書式を変更し、毎日現金の残高と照合を行っています。</p>
	<p>(3) 振替伝票の決裁と保存について</p> <p>会計事務所に処理業務を委託している振替伝票について、当法人で振替処理に関する決裁が行われておらず、保管もされていないので、適正に事務処理を行うこと。</p>	<p>会計事務を委託している会計事務所と協議し令和4年4月から是正いたします。</p>
	<p>(4) 退職給付引当金に係る会計処理の誤りについて</p> <p>決算書の付属明細書における退職給付引当金については、前回監査で指導したにもかかわらず、前年度末引当金残高を全額「退職給付引当金戻入」として計上し、当年度要支給額を全額「退職給付費用」として計上する誤った会計処理を行っているので、当年度要支給額と前年度末引当金残高との差額を計上すること。</p>	<p>令和3年度補正予算（令和4年3月）からは是正いたしました。</p>

令和3年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：文化観光国際部 国際課		
【公益財団法人 長崎県国際交流協会】		
意 見 (団体)	<p>(1) 経営状況について</p> <p>当法人は、長崎県と海外諸国との友好親善を推進し、地域の国際化を図るため、基本財産の運用益や県からの補助金を主な収入源として国際交流及び国際協力に関する事業を実施している。令和2年度の経営状況は、基本財産運用益が減少傾向にあることなどから、当期経常増減額が△3,370千円となり、4年連続の赤字である。また、正味財産期末残高は915,548千円となり、前年度より24,741千円減少している。</p> <p>法人経営を見直し、収入の確保及び経費の節減に努め、効率的・効果的な運営を行うことにより、収支改善を図られたい。</p>	<p>収入面においては、基本財産運用益の確保を図るため安全で有利な金融債権を購入するとともに、他機関の助成制度を積極的に活用するなどして、収入の確保に努めてまいります。</p> <p>支出面については、既存事業について普段から見直しを行うとともに、事業の推進に当たっては県内の国際交流団体や市町などとの連携と役割分担を行い、より効率的かつ効果的な事業運営を行うことにより収支改善に努めてまいります。</p>

令和3年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：県民生活環境部 県民生活環境課		
【公益財団法人 県民ボランティア振興基金】		
指摘事項 (団体)	(1) 源泉所得税の納付について 災害ボランティア講師派遣に対する謝金及び交通費の源泉所得税について、納期の特例制度の対象職種を誤認したため納付が遅延しているため、同特例制度の対象条件を十分確認したうえで、適正な納期限までに納付すること。	源泉所得税の納付制度についての認識が不十分であったことから、発生した案件です。 今後、源泉徴収が伴う支出については誤りがないよう当該制度の内容を十分確認したうえで処理するなど、適正な事務処理に努めてまいります。
	(2) 契約事務について 印刷物の発注において、予定価格を含む施行伺いを起案することなく、見積書を徴取して発注が行われているため、適正な事務処理を行うこと。	発注事務については、施行伺いのもれがないよう確認を徹底しております。 今後は、改めて当法人の会計規程と照らし合わせながら、必要な手続きがなされているか十分確認するなど、適正な事務処理に努めてまいります。

令和3年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：土木部 港湾課		
【株式会社 ユニマツトプレシヤス】		
指摘事項 (団体)	(1) 施設の維持管理について 施設の老朽化による負傷事故が発生しているため、基本協定書に定める点検の強化及び適切なデッキ板の交換等により、さらなる事故の発生防止に努めること。	老朽化による負傷事故の発生を防止するため、日々点検を強化し腐食や老朽化の危険箇所の見逃しの無いように努めます。また、点検時に確認の出来た不具合箇所（スクリーンねじの緩み デッキ板の腐食）等については速やかに処置し、事故発生防止に努めてまいります。
指摘事項 (主務課)	(1) 施設の維持管理について 施設の老朽化による負傷事故が発生しているため、基本協定書に基づき1件当たりの費用が250万円を超える維持補修について、適切な対応を行うなどにより、さらなる事故の発生防止に努めること。	施設の老朽化による負傷事故の発生防止のため、指定管理者とともに不具合箇所の把握を行うとともに、確認された箇所のうち、指定管理者では実施しない250万円を超える費用を要する箇所については、その予算の確保に務めるなど、事故発生防止に、さらに努めてまいります。

令和3年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：福祉保健部 医療人材対策室		
【一般社団法人 諫早医師会】		
指摘事項 (団体)	<p>(1) 長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金の算定について 補助金の対象経費である退職給付引当金に係る積立額について、公益法人会計基準等に準拠していない方法で算定しており、補助金額が過大となっているので、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>退職給付引当金に係る積立額について、本来は公益法人会計基準に準拠した算定をすべきところを、法人独自の誤った算定方法で算定していたため、過大な積立となっております。</p> <p>実地監査後、過去の積立額の算定を修正し、補助金額について見直した結果、平成28年度に1,156千円、平成29年度に979千円、平成30年度に9千円、合計2,144千円の過大な補助金額になっていることを確認しました。</p> <p>今後、修正実績報告書を県に提出し、補助金返還手続を進めるとともに、退職給付引当金に係る積立額については、公益法人会計基準に準拠した算定を行い、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
指摘事項 (主務課)	<p>(1) 長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金の算定について 補助金の対象経費である退職給付引当金に係る積立額について、公益法人会計基準等に準拠していない方法による算定額で報告されており、補助金額が過大となっているので、精査の上、補助金を返還させるなど適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>退職給付引当金の過大な積立については、本来実績報告書に根拠資料を添付させ、県で確認すべきところを怠ったため、発生した案件です。</p> <p>実地監査後、団体の見直し結果の報告を受け、平成28年度に1,156千円、平成29年度に979千円、平成30年度に9千円、合計2,144千円の過大な補助金額になっていることを県も確認しました。また、他の補助団体においては、退職給付引当金に係る積立額が過大となっていないことを確認しました。</p> <p>今後、団体からの修正実績報告書を確認のうえ、補助金の返還を求めるとともに、再発防止に向けて、実績報告書に退職給付引当金の積立額に係る根拠資料の添付を求め確認することにより、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

3教総第149号
令和3年5月18日

長崎県監査委員 下田 芳之 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 前田 哲也 様
長崎県監査委員 中村 泰輔 様

長崎県教育委員会教育長 中崎 謙司
(公 印 省 略)

令和3年度財政援助団体等監査結果に係る措置について (通知)

令和4年3月30日付R03-21000-01127の監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

令和3年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：教育庁 教育環境整備課		
【公益財団法人 長崎県育英会】		
指摘事項 (団体)	(1) 奨学金返還に係る滞納について 奨学金返還に係る滞納者数は減少したものの、滞納額は増加傾向にあるので、引き続き新たな滞納の発生防止及び解消に取り組むこと。	貸与申請の段階で、貸与終了後の返還の意識付けを持たせるため、令和4年度予約奨学生の申し込みから、奨学生願書に「返還についての決意」を出願者本人に自署させるようにしています。 また、新たな滞納者の発生防止のため、初期滞納者への電話督促回数を増やすとともに、債権回収会社への委託額を増やし、滞納額の縮減、回収に努めてまいります。

令和3年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：教育庁 生涯学習課		
【特定非営利活動法人 長崎県青少年体験活動推進協会】		
指 摘 (団体)	(1) 現金出納簿について（千々石少年自然の家、世知原少年自然の家） 現金出納簿が整備されていないので、長崎県青少年体験活動推進協会経理規程に基づいて、適切な現金管理を行うこと。	監査後、直ちに現金出納簿を作成しました。 今後は、適切な現金管理を行ってまいります。
	(2) 収納金の処理について（千々石少年自然の家） 受領したコピー代金の納入処理を年度末にまとめて行っているため、利用料金等徴収事務処理要領に基づいて、料金受領後概ね7日以内に指定銀行に納入すること。	コピー代金の処理につきましては、「利用料金等徴収事務処理要領」に基づき、受領後7日以内に指定銀行に納入するようにしました。
意 見 (団体)	(1) 指定管理に関する収支状況の県への報告について 給食提供業務委託や決算賞与に係る支出は、指定管理に関する経費と考えられるが、県に報告する決算報告に含められていないので、再度県と協議しながら適切な報告に努められたい。	今後、別途、県と報告内容について協議し、当該処理が指定管理者としての経費に係るものである場合、報告するようにいたします。
指 摘 (主務課)	(1) 備品の管理について（千々石少年自然の家） 新たに購入したエアコン4台について、物品管理簿に登載されていないので、適正な事務処理を行うこと。	指定管理者が調達したエアコン4台について、指定管理者と所有権に係る協議を行い、所有権を県に帰属させ、物品管理簿への登録を行いました。
意 見 (主務課)	(1) 県負担金について 令和2年度の決算において、収支余剰金が16,001千円発生しているが、精算に係る協議を行っていない。余剰金が、指定管理者の努力によるものだけでなく、利用者数の減少に伴い必要経費も減少したこと等によるものが含まれる場合、その状況によっては、一部返還も視野に入れながら、基本協定書に基づく精算に係る協議を求めるべきと考える。	収支剰余金の取扱については、今後は状況に応じ、指定管理者側と協議を行い、適切な負担金の支出に努めてまいります。
	(2) 指定管理に関する収支状況の把握について 給食提供業務委託や決算賞与に係る支出は、指定管理に関する経費と考えられるが、指定管理者から県に報告される決算報告に含められていないので、指定管理者が行う会計処理について、適切な内容確認に努められたい。	今後、指定管理者と協議し、指定管理に関する経費の内容について報告を求めるようにし、指定管理者が行う会計処理の適切な内容確認に努めてまいります。

令和3年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：教育庁 体育保健課		
【長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社】		
指摘事項 (主務課)	(1) 小江原射撃場の利用料金について 長崎県体育施設条例に基づき各体育施設の利用者は利用料金を納めなければならないが、その料金は指定管理者が定めることとされているが、小江原射撃場については、指定管理者募集要項の中で有料施設であることを明示していないことから、これまで指定管理者が料金を定めておらず徴取していないので、指定管理者と料金設定に向けて協議すること。	長崎県体育施設条例に基づき利用料金設定に向けて、指定管理者と協議してまいります。

監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、長崎県知事から令和3年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年8月16日

長崎県監査委員	下田	芳之
同	砺山	和仁
同	前田	哲也
同	中村	泰輔

R04-01090-02776
令和4年7月27日

長崎県監査委員 下田 芳之 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 前田 哲也 様
長崎県監査委員 中村 泰輔 様

長崎県知事 大石 賢吾

令和3年度包括外部監査の結果に基づく措置について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知いたします。

令和3年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

<テーマ>県営住宅に関する事務の執行について

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第1 入居関係事務	1
第2 入居中の事務	5
第3 退去関係の事務	12
第4 駐車場	14
第5 集会所	15
第6 駐輪場	16

令和3年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

III 包括外部監査の結果報告・各論

第1 入居関係事務

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 52	住宅課	<p>長崎県営住宅条例6条1項3号において「地方税及び地方公共団体又は公共的団体が住民に賃貸する住宅の家賃を滞納していないこと」が入居者資格（申込資格）として定められている。</p> <p>しかし、「令和3年度県営住宅入居者募集のご案内」における入居者資格（申込資格）の案内では、単に「住宅の家賃に滞納がない」と記載されているだけであり、これが民間の家賃住宅等の家賃滞納ではなく公営住宅等の家賃滞納がないことが要件となるということまでは案内の記載内容からは判然としない。</p> <p>例えば、長崎市の市営住宅入居資格の案内には、「地方公共団体又は公共的団体が賃貸する住宅の家賃の滞納がないこと」というように明確に要件が記載されている。入居者資格は、公的資産である公営住宅を、住宅に困窮する方に対して公平に供給するための要件である。また、入居を希望する者にとっては、入居申込をするに当たっていかなる要件が必要となるのかは基本的且つ重要な関心事である。</p> <p>したがって、入居者資格（申込資格）の案内は、可能な限りその要件を明確に記載すべきであり、家賃の滞納に関しても、公営住宅家賃等の滞納がないことを明記することが望ましい。</p> <p>入居者資格（申込資格）の案内は、可能な限りその要件を明確に記載すべきであり、公営住宅家賃の滞納がないことと明記することが望ましい。（意見）</p>	<p>（措置済み）</p> <p>令和4年度の第1期募集より入居者募集案内冊子において、民間賃貸住宅の滞納状況確認書類については、徴取しないこととし、入居募集案内のパンフレットに公営住宅の滞納がないことを確認する旨の記載を行いました。加えて、証明する書類の提出を求める記載を行いました。</p>	
p. 52	住宅課	<p>長崎県営住宅条例では、地方税及び地方公共団体又は公共的団体が住民に賃貸する住宅の家賃を滞納していないことは入居者資格（申込資格）の要件とされているが、民間賃貸住宅の家賃を滞納していないことについては要件とされていない。</p> <p>しかし、ヒアリングの結果、実際には、資格審査の際に民間賃貸住宅の家賃の滞納がないかを確認するために、家賃の引き落とし口座を確認したりしていることが分かった。</p> <p>確かに、いわゆる公営住宅に限らずこれまで家賃の滞納がないことは、賃貸借契約を締結するに当たり重要な検討事項ではあるが、少なくとも現状では民間賃貸住宅の家賃滞納の有無については法令で入居者資格（申込資格）と定められていないことから、申込者に対して確認作業のために資料の提供を求めること等は法令に基づかない手続きとなり、相当ではない。</p> <p>条例の改正等により民間賃貸住宅の家賃の滞納がないことが入居者資格（申込資格）と定められない限りは、申込者に対して民間賃貸住宅の家賃の滞納がないことに関する資料の提供を求めることは差し控えるべきである。</p> <p>条例の改正等により民間賃貸住宅の家賃の滞納がないことが入居者資格（申込資格）と定められない限りは、申込者に対して民間賃貸住宅の家賃の滞納がないことに関する資料の提供を求めることは差し控えるべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済み）</p> <p>令和4年度の第1期募集より入居者募集案内冊子において、民間賃貸住宅の滞納状況確認書類については、徴取しないこととし、入居募集案内のパンフレットに公営住宅の滞納がないことを確認する旨の記載を行いました。加えて、証明する書類の提出を求める記載を行いました。</p>	
p. 54	住宅課	<p>住宅困窮の現況は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする（公営住宅法1条）という公営住宅法の目的に照らして、入居者資格審査においては基本的かつ重要な要件の一つと言える。</p> <p>この要件を充足するか否かの審査において、「老朽住宅」「4 職場までの通勤距離が遠い所に住んでいる」「5 転勤・転職のため住宅を探している」「8 結婚により住宅を探している」といった項目については、賃貸借契約書、通勤先の住所、給与証明書、戸籍の記載等で客観的に判断可能である。</p> <p>しかし、例えば「間取りが狭い」「設備が悪い」といった項目は、何を持って「間取りが狭い」「設備が悪い」と判断するか判然とせず、項目設定が主観的であり、ヒアリング調査によっても、これらの項目は客観的資料に基づき判断されていることは確認できなかった。</p> <p>また、「7 立ち退き要求を受けているが、適当な住宅がない」の項目に関しては、ヒアリングによれば、特に資料提出までは求めていないが、立ち退き期限の記載がない場合は期限を確認して判断するとのことだった。立ち退きには、民間借家等からの立ち退きの場合と、持ち家を所有した状態で特例の申込みの場合とが考えられるが、後者の場合ではその持ち家の明渡し期日が明記されている売却等の相手方との契約書等の提出を求めれば、その要件充足性を客観的に判断することは可能である。現に、このような書類の提出を求めている他の自治体もある。</p> <p>いずれの項目においても、住宅状況の現況は、可能な限り客観的に判断することが必要かつ重要であり、いずれの項目がどのような資料等をもって客観的に判断可能かどうかを十分に検討した項目設定をすべきである。また、その要件充足性について、それぞれの項目をどのような疎明資料によって判断するのかなどをまとめたマニュアルを作成することが望ましい。</p> <p>入居者資格（申込資格）における住宅困窮要件を判断するために、それぞれの判断項目をどのような疎明資料によって判断するか等をまとめたマニュアルを作成することが望ましい。（意見）</p>	<p>（措置未済）</p> <p>個々の状況によって提出してもらった資料が相違するので、マニュアルにより判断内容を記載することは現時点では困難と考えますが、これまで提出された書類を研究しマニュアル作成を検討します。</p>	<p>作成時期について明記することは困難ではありますが、次回の指定管理者更新時期（令和7年4月予定）に合わせて作成する計画で進めてまいります。</p>

令和3年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

III 包括外部監査の結果報告・各論

第1 入居関係事務

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 55	住宅課	<p>公営住宅においては、原則として居住用不動産を有していないことが申込要件の一つとされているが、住宅状況申告書には、居住用不動産を有していないという項目が記載されていない。</p> <p>担当者ヒアリングによれば、上記問1の「(効その他)」の記載欄に、「持ち家」等の記載がないかを確認しているとのことであるが、そうであるならば、「(効その他)」の記載欄ではなく、別途「持ち家」という項目を設け、その上で居住用不動産を有していても特例として認められる要件該当性と合わせて判断するほうが、申込者においても要件該当性の判断においても容易である。</p> <p>なお、居住用不動産を有していても特例として認められる要件は、①住宅が著しく老朽化しており、再建築が困難と認められる住宅に居住している者で、県営住宅入居後2ヶ月以内に取り壊しを証明する滅失登記済証を提出出来る場合、②差押・正当な事由による立退要求等により自家所有者でなくなる場合、のいずれかに該当することである。これらの要件は、前述した住宅困窮の現状の項目によって判断可能である。</p> <p>居住用不動産を有しているか否かは重要な申込要件であるから、現在の住宅の状況のチェック項目に記載しておくことが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済み)</p> <p>令和4年度よりチェック項目の記載方法を変更し、入居募集案内の様式に持ち家の項目を追加しました。</p>	
p. 58	住宅課	<p>長崎県の公式ホームページに募集一覧表が掲示されているが、募集一覧表には募集団地の名称、対象世帯別募集戸数、所在地、全戸数、建設年度、構造、間取り、家賃、駐車料金等が記載されている。住宅供給公社のホームページには、所在地の地図が分かるようになっている。</p> <p>長崎県公式ホームページに掲載されている募集一覧表は、物件に必要な情報が記載されていると評価できるが、長崎県住宅供給公社のホームページの情報と合わせても、民間の不動産業者による賃貸住宅情報案内であるような、住宅の外部や内部の写真、間取り図、病院や学校等の近隣の施設までの距離等、入居申込者にとって物件を選択するために重要な情報の開示は十分ではない。</p> <p>住宅供給公社に出向けば、物件内部の写真等がまとめられている資料を閲覧することは可能であったが、今は広くインターネットが普及し、必要な情報へのアクセス手段としてインターネットが占める役割は大きい。募集中の県営住宅に申込を検討する者の多くは、インターネットを利用して物件に関する多くの情報を得たいと考えるのが通常である。</p> <p>また、長崎県営住宅の空き家率は、令和2年度末時点で11.21%であり、空き家率自体はそれほど高くない状況であるが、各地区の県営住宅団地に空き部屋が見られ、なかには政策的に一部空き家にしてある住宅ではないもので空き家率が20%を超える団地も見られる。長崎県においては、県内企業へ就職予定の高校生等に安価な家賃で住宅を提供する支援事業「ナガサキSTARTハウスプロジェクト」を展開するなどして空き室対策が行われているが、申込者がほしいと想定される情報を写真や図などを活用して積極的に提供することも空き室対策の一環として有用であると考えられる。</p> <p>民間の不動産業者による賃貸住宅情報の案内と同等とまではいかなくとも、例えば間取りの図面を掲示したり、物件の外部や内部の写真を掲示したりするなど、入居申込者がある程度その物件の状況を把握するために有用な情報を積極的に提供することが望ましい。</p> <p>長崎県公式ホームページ及び住宅供給公社のホームページに掲載する県営住宅の募集情報については、間取りの図面や物件の外部・内部の写真などを掲示すること等、募集中の県営住宅に申込を検討する者がその物件の状況を把握するために有用な情報を積極的に提供することが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置未済)</p> <p>住戸内の写真については、令和4年度中に入居可能な住戸の中から対象住戸を選定し、掲載する写真の整理を行ったうえで令和5年度より掲載することいたします。</p>	<p>令和5年度当初に実施いたします。</p>
p. 60	住宅課	<p>住宅供給公社において行われる公開抽選会は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、公開抽選会に参加できる入居希望者の人数が限定されているものの、各住宅の応募状況や抽選会の内容説明、抽選状況の説明など、公開抽選会参加者に対して丁寧に行われていた。</p> <p>抽選会では、回転式抽選器が使用されていた。回転式抽選器による抽選自体に問題はないが、長期間使用することによる物理的な損傷の可能性や抽選球の摩擦等も考えられる。住宅供給公社により行われていた抽選会では、会場内にスクリーンが設置されており、会場内のパソコンによって抽選結果が抽選結果表データに即時入力され、プロジェクターによってスクリーンに結果が表示されていた。このようにパソコンを使用して抽選結果データを表示するのであれば、抽選自体をコンピュータ抽選の方法で実施することも可能ではないかと思われる。また、コンピュータ抽選の方が物理的な抽選器の使用よりも時間の短縮にも有用であり公平性の担保も容易である。実際に、茨城県などコンピュータ抽選を実施している自治体もあり、引き続きより良い抽選方法について検討することが望ましい。</p> <p>コンピュータ抽選の導入など、引き続きより良い抽選方法について検討することが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置未済)</p> <p>入居申込がオンライン化されておらず、コンピュータ抽選方式を行うにしても完全オンライン化するのか、現在の抽選方式のみ電子化するのかなど多くの手法があることから、今後研究を行ってまいります。</p>	<p>次回の指定管理者の更新時期である令和7年4月をめどに、抽選方式の提案についても求めることといたします。</p>

令和3年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

III 包括外部監査の結果報告・各論

第1 入居関係事務

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性																																																
p. 62	住宅課	<p>入居資格の審査に関して、必要書類の確認方法についてヒアリングをしたところ、申込者が書類を提出する際に「●封筒に入れて提出するもの」としてチェックリストが付いており、それを元に確認する旨回答がなされた。 そのチェックリストが次のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">●封筒に入れて住宅公社へ提出するもの</th> <th>本人 チェック</th> <th>公社 チェック</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>誓 書 (おもて面に入居者の記入・押印) (ウラ面に保証人の記入・捺印)</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>保 証 人 の 収 入 証 明</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>保 証 人 の 印 鑑 証 明 書</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>承 諾 書 ※「保証人の義務」の事例</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>誓約書兼 鍵 受領書</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>領収書(敷金・家賃)</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>新入居者連絡表</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>入居決定者アンケート調査票</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>駐車場請書(駐車場を契約する方)</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>生活状況等調査書(60歳以上の方全員1人につき1枚)</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>⑪</td> <td>その他</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table> <p>※提出するもの以外は封筒に入れなくて下さい。</p> <p>しかし、このチェックリストは、保証人の収入証明や敷金等の領収書からも分かるっており、入居者資格審査の合格後入居決定者に対して提出を求める書類のチェックリストであり、入居者資格審査における提出書類のチェックリストではない。 入居者審査における書類の提出は、仮当選者にとっては重要な手続であり、その手続を確実に履行させることで、住宅の確保の困窮する者に対して速やかな入居審査が可能となるものである。 そのためには、入居者資格審査に必要な書類に関して、速やかな提出が可能となるよう、チェックリストを作成し、仮当選者に交付することが望ましい。 入居資格審査に必要な書類について、チェックリストを作成し、仮当選者に対して交付することが望ましい。(意見)</p>	●封筒に入れて住宅公社へ提出するもの		本人 チェック	公社 チェック	①	誓 書 (おもて面に入居者の記入・押印) (ウラ面に保証人の記入・捺印)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	②	保 証 人 の 収 入 証 明	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	③	保 証 人 の 印 鑑 証 明 書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	④	承 諾 書 ※「保証人の義務」の事例	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑤	誓約書兼 鍵 受領書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑥	領収書(敷金・家賃)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑦	新入居者連絡表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑧	入居決定者アンケート調査票	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑨	駐車場請書(駐車場を契約する方)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑩	生活状況等調査書(60歳以上の方全員1人につき1枚)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑪	その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>(措置済み) 令和4年度の第1期入居募集案内パンフレットよりチェックリストを追加し、周知を行いました。</p>	
●封筒に入れて住宅公社へ提出するもの		本人 チェック	公社 チェック																																																	
①	誓 書 (おもて面に入居者の記入・押印) (ウラ面に保証人の記入・捺印)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																	
②	保 証 人 の 収 入 証 明	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																	
③	保 証 人 の 印 鑑 証 明 書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																	
④	承 諾 書 ※「保証人の義務」の事例	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																	
⑤	誓約書兼 鍵 受領書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																	
⑥	領収書(敷金・家賃)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																	
⑦	新入居者連絡表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																	
⑧	入居決定者アンケート調査票	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																	
⑨	駐車場請書(駐車場を契約する方)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																	
⑩	生活状況等調査書(60歳以上の方全員1人につき1枚)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																	
⑪	その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																	
p. 63	住宅課	<p>県営住宅への入居者資格の中の一つに、同居親族がいる(2名以上の申込み)という要件がある。長崎県営住宅条例では、6条1項1号に、婚姻の場合「婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」も含まれると規定されており、事実婚の場合であっても同居親族がいる場合に当たると認められている。 そして、入居者資格審査においては、結婚予定での申込みの場合には入籍後の住民票や戸籍謄本の提出、「婚約証明書」の提出などが求められており、これらの情報は「令和3年度県営住宅入居者募集のご案内」に記載されている。 この案内の記載は、確かに法律婚に関しては記載内容で十分であると思われる。しかし事実婚の場合には、戸籍謄本や入籍後の住民票等の資料に代えてどのような書類を提出しなければならないかの記載が乏しく、資格審査に要する資料等が判然としない。 また、近年では社会的にLGBTQに対する理解が進み、性の多様性に起因する社会生活上の支障を軽減し、性の多様性が尊重される共生社会を構築すべく、同性カップルに対してパートナーシップの証明や宣言(パートナーシップ制度)を認める自治体が増加している。長崎県内においては、長崎市がパートナーシップ制度を導入しているが、長崎県では、2021年6月の県議会において、長崎市の「パートナーシップ宣誓制度」で宣誓した性的少数者(LGBTQ)のカップルについて、長崎市内の県営住宅への入居を認める考えを示している。 これに関して「令和3年度県営住宅入居者募集のご案内」を見ると、法律婚を前提とした一般的な案内のみとなっており、仮にパートナーシップ制度により入居が認められる入居申込者がいる場合、入居者資格審査にはどのような資料が必要であるかについては全く記載されていない。 入居申込者のうち、事実婚やパートナーシップ制度による同性カップルが占める割合は少ないものと思われ、おそらく個別相談等によって対応も可能であると思われるが、共生社会の実現という観点も踏まえ、県営住宅募集の案内に、事実婚やパートナーシップ制度による入居希望者に対する審査書類を例示するなど、記載の工夫を検討いただきたい。 県営住宅募集の案内に、事実婚やパートナーシップ制度による入居希望者に対する審査書類を例示するなど、記載の工夫を検討いただきたい。(意見)</p>	<p>(措置済み) 令和4年度の第1期募集より入居者募集案内パンフレットに長崎市以外の市町については個別に相談いただくよう記載しました。</p>																																																	

令和3年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

III 包括外部監査の結果報告・各論

第1 入居関係事務

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 67	住宅課	<p>長崎県においては、前述したとおり、原則として保証人の確保を前提としながらも、例外的に保証人免除を認めており、保証人を確保できないために入居することができないという事態を防ぐことが可能な制度設計になっていることは一定程度評価できる。</p> <p>しかし、条例及び施行令で認められる保証人免除の要件は、「特別の事情があると認める者」という広汎な規定であり、これでは、どのような場合に保証人免除を受けることができるか分からず、入居者自ら保証人を確保できない場合に入居申込を諦めてしまう場合も想定できる。そうなれば、住宅に困窮する低額所得者が保証人を確保できないために入居することが出来ないという事態を完全には防ぐことが出来ない。実際に、長崎県においては、保証人を確保できないことによる入居辞退件数は、平成30年に6件、令和元年に7件、令和2年に1件、過去3年で合計14件発生している。この件数は、数値として多いと評価することは出来ないものの、公営住宅の住宅に困窮する低額所得者への住宅セーフティネットとしての役割に鑑みると、数の大小に関わらずこのような事態は避けなければならない。</p> <p>また、そもそも公営住宅は低額所得者を対象とするものであり、入居者と同程度以上の収入を有する者を保証人とすることを求めると、人的担保という本来的な担保としての機能は乏しい。実際にも、入居者に家賃滞納が発生しても、連帯保証人に対して速やかに請求したり訴訟提起したりするケースは極めて稀であり、生活保護世帯の代理納付や分納、訪問による督促など、可能な限り入居者本人から収納させているという実態がある。そうすると、保証人制度を仮に廃止したとしても、家賃滞納者が増加したり、回収できない滞納家賃額が増加したりするという事態が生じるとは考えにくい。</p> <p>なお、ヒアリング調査の中では、連帯保証人を確保してもらおう事実上の理由として、緊急時の連絡先の確保という意味合いがある旨の回答を得た。しかし、これについては、「公営住宅への入居に際しての取扱いについて（国住備第503号通知）」でも言及されており、入居時に緊急時の連絡先として勤務先、親戚、知人の住所等緊急時の連絡先を提出させる等の方法をとることで充足することができる。</p> <p>国土交通省の「公営住宅への入居に際しての保証人の取扱い等に関する調査結果について」によると、令和2年8月1日時点で保証人の要否を検討中と回答している事業主体は約4割に及ぶ。九州管内においては、大分県は、連帯保証人に代わり大分県が指定する家賃債務保証業者と保証委託契約を締結することができる制度を導入している。</p> <p>長崎県においても、公営住宅の制度趣旨及び単身高齢者の増加等の社会情勢に鑑み、保証人の制度の廃止や保証人免除規定の改正、家賃債務保証業者との保証委託制度の導入等、保証人制度の在り方について幅広く検討いただきたい。</p> <p><u>公営住宅の制度趣旨及び単身高齢者の増加等の社会情勢に鑑み、保証人の制度の廃止や保証人免除規定の改正、家賃債務保証業者との保証委託制度の導入等、保証人制度の在り方について幅広く検討いただきたい。（意見）</u></p>	<p>（一部、措置済）</p> <p>保証人制度については、現行通り1名の保証人の連帯を求めつつ、保証人がいない入居希望者への対応として、連帯保証人連署免除申請の手続きを令和4年度の第1期募集より入居者募集案内パンフレットに記載し周知に努めております。</p> <p>令和2年4月から令和4年6月までの連帯保証人連署免除申請件数は14件であり、全て承認しております。都道府県単位の取り扱いについては、令和4年4月1日現在、全国47都道府県のうち、28団体（59.6%）及び県内21市町は、保証人の制度を維持しております。今後、他の自治体の動向を鑑みながら改正について検討してまいります。</p> <p>家賃債務保証業者の活用については、保険料の負担方法について検討を要することから、今後、検証してまいります。</p>	<p>連帯保証人の取り扱いについては、保証人制度を維持している他県の状況及び家賃債務保証業者の活用による保険料負担と併せて検討する必要があることから、導入時期については未定ですが、保証人がいない入居希望者への対応は適切に行ってまいります。</p>

令和3年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

III 包括外部監査の結果報告・各論

第2 入居中の事務

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 72	住宅課	<p>国土交通省住宅局住宅総合整備課の「公営住宅制度について」において、「交通条件の差」は利便性係数で考慮すべきメインの要素として挙げられているが、この「交通条件の差」は、固定資産税評価額において十分に考慮されるものではない。すなわち、固定資産税評価額には、「近い将来高速道路が開通する予定」等の将来の期待値は反映されるものの、交通条件の差は十分には反映されていないため、立地条件に係る係数は、固定資産税評価額のみでは考慮できないのである。</p> <p><u>立地条件に係る係数については、固定資産税評価額だけでなく、公共交通機関へのアクセス、商業施設、病院、学校等へのアクセス等の「交通条件の差」についても考慮要素とすることが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済み)</p> <p>県営住宅と各施設間の距離がどの程度であればアクセスがいいという基準は、主観的な側面があること、周辺の環境変化を数値化することは困難と思慮されます。</p> <p>また、固定資産税評価額は周辺環境の変化を反映して設定されていることから今後も同評価額を元に係数設定を行ってまいります。</p>	
p. 73	住宅課	<p>設備条件に係る係数に関して考慮される要素については、風呂及び風呂釜の有無、ガス給湯器の有無にとどまっているが、県営住宅によっては、浴室の追い焚き機能の有無などに差がある。</p> <p><u>設備条件にかかる係数に関しては、浴室の追い焚き機能など他の設備の有無についても考慮要素とすべきかどうかについて、検討していくことが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済み)</p> <p>県で実施する住戸改善事業においては、すべて追い焚き機能を付加していることから、差異は生じないと考えます。</p> <p>住戸改善事業以外の個別設置分において、追い焚き機能が付加されていない場合でも、一部機能の付加であることから利便性計数に差異を設けるまでは至らないと考えます。</p>	
p. 74	住宅課	<p>長崎県における県営住宅の入居世帯の収入分位によれば、最も収入の少ない1分位の入居世帯の割合が、72%前後で推移しており、平成27年の全国平均よりも、5%余り低くなっている。県営住宅を供給する必要性が高いのは、低所得者の階層であるところ、この分析によれば、長崎県においては、県営住宅がこのような低所得者の階層に十分にいきわたっているか疑問である。</p> <p>公営住宅の目的である、「最低居住水準の住宅を住宅市場において確保することが不可な者に対して、低廉な家賃で住宅を賃貸し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する」ことに照らせば、まずは1分位の入居希望者に住宅を確保させ、次いで2分位の入居希望者、次いで3分位の入居希望者というように、段階的に入居が進んでいくのが理想的である。</p> <p>長崎県では、生活保護世帯、母子家庭世帯、高齢者世帯、身体障害者世帯など特に配慮すべき世帯について優遇措置を実施しており、このような優遇措置がとられた場合、世帯の収入金額から一定額が控除された金額が所得となるため、必ずしも1分位の世帯が最下層の収入世帯とはいえないケースも出てくる。しかしながら、このような優遇措置は、全国の自治体が行っている措置と思われ、このような優遇措置の実施のみで、平成27年の全国平均よりも5%余り低いという現状で良いとすることもできないと考えられる。</p> <p>もちろん、現時点の入居手続において、このような理想を完全に実現していくのは不可であることは理解しているが、これ可能な限り実現させるべく検討をしていくことは重要である。</p> <p><u>1分位の入居世帯の割合を増やしていくための手法について、継続して検討していくことが望ましい。</u></p> <p><u>例えば、現在、収入に関する書類は、抽選において仮当選した入居申込者に対して提出を求めており、入居申込段階では、収入に関する書類の提出は求めていない。当選結果が出ない段階で収入に関する書類の提出を求めることになれば、入居申込者の負担を増やすことになるため、このような取扱い自体に異論を述べるものではない。もっとも、1分位に相当する入居希望者については、任意で収入に関する書類の提出を認めることとし、収入に関する書類を提出した入居希望者が1分位に相当する場合には、抽選機の持ち球を増やして当選率を上げるなどの手法などについては、今後検討していただきたい。(意見)</u></p>	<p>(措置済み)</p> <p>本人申し立てのみによる収入分位により、抽選を優遇すること及び特定分位において、当選率を上げることは公営住宅の趣旨から鑑みて、公平性に欠けると考えることから、現行通りの対応を行ってまいります。</p> <p>なお、令和4年4月末時点の1分位の入居世帯は、7,462名(72.6%)。県営住宅の一般世帯とされる低額所得者(1分位~4分位)の入居世帯は、8,838名(86%)となっており、入居者の状況から低額所得者や高齢単身者・高齢夫婦世帯の住宅セーフティネットとしての役割を現状においても果たしていると考えております。</p>	

令和3年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

III 包括外部監査の結果報告・各論

第2 入居中の事務

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 81	住宅課	<p>令和3年5月31日時点における県営住宅の家賃滞納世帯（退去者を除く。）のうち、滞納月数3か月～8か月が100世帯、滞納月数9か月～11か月が25世帯、滞納月数12か月～23か月が46世帯、滞納月数24か月以上は12世帯である。滞納世帯における滞納理由は、家賃徴収員が把握しているところであるが、住宅課においてこれを全て把握しているわけではなく、その点で情報共有が十分になされているとはいえない。</p> <p>後記のとおり、長崎県では、3か月から5か月分の家賃を滞納している者に対し、督促状を送付することになっているところ、滞納が3か月以上に及ぶ世帯については、迅速かつ的確に滞納理由及び生活実態を把握することが必要であり、指定管理者である住宅供給公社との連携により、情報共有を図ることも必要である。</p> <p>その上で、可能な減免等の手続を案内し、必要であれば、各種支援等を講ずる市町村福祉部局の窓口等についても情報提供を行うことが望ましく、また、ここで把握した滞納理由、生活実態などは、今後生じ得る債権回収、不納欠損の事務を行う上でも役立つ情報といえる。</p> <p>滞納が3か月分以上に及んだ場合には、県営住宅管理システムを利用するなどして、滞納理由、生活実態などについて情報共有を図ることが望ましい。（意見）</p>	<p>（措置済み）</p> <p>現状でも滞納者にかかる状況については、住宅管理システムにて住宅供給公社と情報の共有を図っておりますが、今後は、記録の入力徹底を行ってまいります。</p> <p>また、長期滞納者のうち訴訟等が必要なケースについては、滞納者に福祉的な支援が受けられないか、住宅課職員が市社会福祉協議会へ相談に赴き、具体的な貸付の実行や転居先民間住戸の紹介を受けるなど福祉部局との連携を進めています。</p>	
p. 84	住宅課	<p>前述のとおり、滞納整理要綱及び滞納整理要領においては、3か月から5か月分の家賃を滞納している者に対し、2か月に1回は督促状を送付することになっている。</p> <p>もっとも、実際には、滞納家賃督促徴収員からの報告などを踏まえてということであるが、督促状を送っていないケースが相当数認められた。</p> <p>私債権について、「普通地方公共団体の長は、債権について、履行期限までに履行しない者がいるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない」とされ（地方自治法施行令171条）、また、この督促は、督促状発行の日から20日以内の期限を指定した督促状により行わなければならないとされている（財務規則163条）。</p> <p>最初に行う督促に限っては、時効中断効が認められるため（地方自治法236条4項）、督促を受ける者と受けない者が生じてしまえば、時効の起算点について債務者ごとに取扱いを変えなければならないと、時効の管理を統一的に行うことが不可となる。また、時効中断効は連帯保証人にも及ぶため（民法457条1項）、連帯保証人との関係でも、督促を行っているかどうかで、統一的な取扱いができなくなるだけでなく、連帯保証人間で不平等な取扱いになってしまう。</p> <p>平成26年11月5日付けの国土交通省住宅局住宅総合整備課長による「公営住宅の滞納家賃の徴収における留意事項等について」（国住備第135号）においても、家賃の滞納については、法令等の規定による督促等の措置を早期に講じ、あわせて、入居者の収入等の状況や事情を十分に把握することが周知され、平成30年2月23日付けの国土交通省住宅局住宅総合整備課長による「公営住宅管理の適正な執行について」（国住備第180号）においても、同様の内容が周知されている。</p> <p>奇数月末日（2か月に1回）において3か月から5か月分の家賃を滞納している者については、全てのケースで督促状を送付すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済み）</p> <p>原則として3～5か月分の滞納者へは督促状を送付しているため、現状としては対応しています。</p> <p>ただし、督促状送付前に当課と納入誓約を取り交わしており確実に納入されている場合、一律に督促状を送付することは入居者との信頼関係を損なう恐れがあるため、状況に応じた対応を行ってまいります。</p> <p>納入誓約後に支払いが滞った場合は催告や呼び出しを行うなどの、滞納整理を行ってまいります。</p>	
p. 85	住宅課	<p>督促状を送付する際には、連帯保証人に対しても、納入指導依頼により滞納の状況を通知することになっており、長崎県においても、督促状の送付と併せて、連帯保証人に対して納入指導依頼書を送付している。</p> <p>もっとも、長崎県においては、連帯保証人の住所が変更されている場合など、納入指導依頼書の送達が見込めないようなケースでは、納入指導依頼書を送付しないこともあり、また、督促状自体、全てのケースで送付しているわけではないため、督促状を送付しないケースでは、納入指導依頼書も送付していないのが現状である。</p> <p>滞納家賃のような私債権について、督促後相当期間経過後に履行がなされない場合には、連帯保証人に対して履行の請求をしなければならないとされており（地方自治法施行令171条の2第1号）、この履行請求を行うに際しては、債務者の住所・氏名、履行すべき金額、履行を請求する理由、履行期限などを記載した書面を送付しなければならないとされている（債権管理規程6条）。</p> <p>このように、連帯保証人に対する納入指導依頼は、家賃滞納を解消するという目的にとどまらず、滞納家賃が解消されない場合には、今後、連帯保証人に対して請求を行うことを予め周知しておくという目的がある。</p> <p>3か月から5か月分の家賃を滞納している債務者に対して全てのケースで督促状を送付すべきである以上、これに併せて連帯保証人に対しても納入指導依頼書を送付すべきであるし、連帯保証人の住所変更などが事前に判明していたとしても納入指導依頼書の送付は行い、送付ができなかった場合には、別途所在調査を行うなどして対応すべきである。（指摘事項）</p>	<p>（措置済み）</p> <p>原則として入居滞納者と同様に連帯保証人に対しても督促状と同時に納入指導依頼書を送付しています。</p> <p>督促状と同様に、一律的に納入指導依頼書を送付した場合、納入誓約等を交わしている入居者とのトラブルが起る可能性があるため、すべてのケースで送付することは困難と考えます。</p> <p>しかしながら、去就不明の保証人については、当課として把握する必要があると慮されることから、年次計画をもって地区ごとに滞納者に限定して連帯保証人の去就調査を行ってまいります。</p>	

令和3年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

III 包括外部監査の結果報告・各論

第2 入居中の事務

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 85	住宅課	<p>前述のとおり、長期滞納者には催告書を送付し、それでも全額納付をしなかった場合には呼出状を送付することになっているが、全額納付をできない者で、特別の事情がある者又は分割納付を認めることが徴収上有利であると認める者については、和解確約書又は納入誓約書を提出させることとしている。</p> <p>この「特別の事情がある者」に該当するか否か、「分割納付を認めることが徴収上有利であると認める者」に該当するか否かの判断は、住宅課において行うところ、その判断基準となり得るマニュアル等は策定されていないため、統一的な判断ができず、恣意的になる可能性があることも否定できない。</p> <p><u>和解確約書ないし納入誓約書の提出を求めるかどうかについては、「長崎県債権管理規程の運用について」を踏まえ、債務者及び連帯保証人に対して財産調査を行うのが望ましく、少なくとも、マニュアル等で何らかの判断基準を示しておくことが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済み)</p> <p>主債務者や連帯保証人等に対する財産調査の方法については、令和4年7月に策定いたしました。</p>	
p. 86	住宅課	<p>「催告及び契約解除通知書の送付について」は、滞納者において家賃を納入しない場合には、今後、連帯保証人に履行を求めざるを得なくなることを踏まえ、滞納者へ納入指導をするよう求めるものである。連帯保証人に対する請求は、その後に滞納の解消がみられない場合に送付される「県営住宅明渡請求書の送付について」において行われることとなるが、この連帯保証人に対する請求が、実際には行われていないケースがみられる。</p> <p>「催告及び契約解除通知書の送付について」は、本来、既に連帯保証人に納入指導依頼がなされているにもかかわらず、それでも滞納が解消されない場合に送付するものであるため、同書面送付において、連帯保証人への請求がなされても何ら不自然ではない。もっとも、長崎県でも同書面送付の段階では連帯保証人への請求を控え、「県営住宅明渡請求書の送付について」を送付して、連帯保証人への請求を行うのであるから、このような慎重な手続を踏まえば、この段階での連帯保証人への請求は、全件において行う必要がある。</p> <p>前述のとおり、私債権について、督促後相当期間経過後に履行がなされない場合には、連帯保証人に対して履行の請求をしなければならないとされているため（地方自治法施行令171条の2第1号）、この条文に照らしても、連帯保証人に対する請求を行うのが妥当である。</p> <p>滞納整理要綱においても、入居中の滞納者が滞納家賃を支払わない場合にあっては、連帯保証人に対しその支払いを請求するものとするとしており（第12）、「滞納者が滞納家賃を支払わない場合」とは、(1)入居中の滞納者が行方不明のとき、(2)入居中の滞納者が破産法に基づく免責許可を受け許可が確定したとき、(3)入居中の滞納者が民事再生法に基づく再生計画の認可を受けたとき、(4)単身の入居者が死亡したとき、(5)その他入居中の滞納者が家賃を支払わないとき、とされており（滞納整理要領・第13・1）とされており、このようなケースが(5)に該当するのは明らかといえる。</p> <p>また、公営住宅の家賃については、連帯保証人へ長期間履行請求せずに放置していた事案について、その後の請求が権利濫用として無効とされた裁判例も存在しており（広島地裁福山支部平成20年2月21日判決）、このような裁判例を踏まえた事務遂行が求められる。</p> <p><u>滞納者からの履行の見込みが立たない場合には、連帯保証人への請求を行うべきであり、「催告及び契約解除通知書の送付について」を送付してもなお滞納が解消しない場合には、連帯保証人に対する催告がなされるべきである。(指摘事項)</u></p>	<p>(措置済み)</p> <p>長期滞納者の連帯保証人に対する請求については、県営住宅家賃滞納整理事務処理要領に沿った手続きを基本としながら、長期間連絡が取れない滞納者など悪質と判断されるケースによっては契約解除通知の段階での催告について実施してまいります。</p>	
p. 86	住宅課	<p>長崎県においては、裁判手続の当事者とするのは滞納者本人のみであり、連帯保証人を裁判手続の当事者とはしていない。</p> <p><u>滞納者に対して裁判上の手続をとる場合には、連帯保証人も裁判手続における当事者とすべきである。(指摘事項)</u></p>	<p>(措置未済)</p> <p>連帯保証人を裁判手続における当事者とするについては、本県の顧問弁護士とも協議のうえに対応を決定してまいります。</p> <p>なお、令和4年7月26日に顧問弁護士と協議を行うこととしております。</p>	

令和3年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

III 包括外部監査の結果報告・各論

第2 入居中の事務

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 87	住宅課	<p>滞納整理要綱、滞納整理要領のいずれにおいても、訴訟手続への移行時期については言及されていない。</p> <p>長崎県では、令和3年5月31日時点における家賃滞納世帯（退去者を除く。）のうち、滞納月数24か月～35か月が7世帯、滞納月数36か月以上が5世帯あり、この中には、未だ訴訟提起がなされていないものがある。</p> <p>地方自治法施行令171条の2は、督促後相当の期間を経過してもなお履行がされないときは、訴訟手続により履行を請求することとし、ただし、同令171条の5の措置をとる場合又は同令171の6の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認められる場合はこの限りではないとしている。</p> <p>そして、この「相当な期間」については、「債権の性質、取引の実態、時効期間の長短等を考慮して普通地方公共団体の長が決すべきであるが、その認定が遅れて債権の完全な実現を阻害することのないよう配慮すべきである。一般的には概ね1年を限度とすべきである。」と解されている（「新版 逐条地方自治法」第9次改訂版 松本英昭著 1036頁）。</p> <p>もっとも、地方自治法施行令171条の2の「特別な事情があると認める場合」には、債務者が合理的な内容の分割納付書に従った分割納付を継続しているケースも含まれると考えられ、このように、<u>弁済意思が明確に示されている場合には、敢えて訴訟手続をとる必要ではなく、分割納付を継続させることが適切であると考えられる。</u></p> <p>原則として、<u>督促後1年以上を経過しても履行がされない債権については、地方自治法施行令171条の2ないし171条の5に基づき、滞納家賃の支払いを求める裁判手続又は徴収停止の措置に移行すべきである。</u></p> <p>なお、この場合の裁判手続は、滞納家賃の支払いを求めることを想定しており、必ずしも建物明渡請求までを含めるものではない。</p> <p>他方で、債務者が合理的な分割納付書により分割納付を継続しているケース、長期滞納者のうち要配慮世帯と認められるケースなど「特別な事情が認められる場合」と判断できる場合には、訴訟手続を留保することを検討すべきであるが、単に話し合いを継続しているといった事情のみで、訴訟手続を控えることは避けるべきである。（指摘事項）</p>	<p>(措置済み)</p> <p>長期滞納者のうち納入誓約書を交わし納付を促しているケースの中で、弁済期限を守らない滞納者には、現在でも面談等を行った結果を踏まえて県が債務名義を取得するための必要な手続きを執っております。</p>	
p. 87	住宅課	<p>納入誓約書による分割納付を認める「必要性」の判断は、住宅課において行っているところ、その判断基準となり得るものが示されていないため、統一的な判断ができないおそれがある。</p> <p>短期滞納者に対して分割納付を認めるかどうかの判断にあたっては、長期滞納者のような財産調査までは行わないとしても、少なくとも、マニュアル等で何らかの判断基準を示しておくことが望ましい。（意見）</p>	<p>(措置済み)</p> <p>主債務者や連帯保証人等に対する財産調査の方法については、令和4年7月に策定いたしました。</p>	
p. 88	住宅課	<p>家賃の時効期間は各支払期から起算され、そこから5年の経過で消滅時効にかかる（民法166条1項1号、改正前民法169条）。すなわち、各月分の家賃が、それぞれの支払期限の5年後から時効にかかっていくことになる。</p> <p>このように、家賃は古いものから順に時効にかかっていくため、家賃を時効消滅させないとの観点からすれば、滞納家賃の一部について弁済があったような場合には、常に古いものから充当していき、新しいものを未払いと把握するのが妥当である。</p> <p>例えば、現在が12月中旬だとして、同じ年に、月払い家賃（毎月末日限り翌月分払い）の3月分と9月分が未入金の状態にあっても、11月分と12月分が未払いと整理しておき、未納分のうち1か月分の支払いがあっても、これを11月分の家賃未払分に充当するのが妥当である。この点、民法上、弁済充当の指定は第一次的には債務者が選択でき、債務者が指定を行わない場合には、債権者が選択できるとされているため（民法488条1項、2項）、債務者が充当指定を行わない場合、法的にはこのような充当が可能である。</p> <p>もっとも、県営住宅の滞納家賃については、9月分の家賃支払いのための納付書を用いて支払いがなされた場合、これを9月分の家賃未払分に充当するため、滞納家賃については、3月分の家賃が未納とせざるを得なくなっている。家賃が、例えば9月分の納付書で支払われている以上、これを古いものから充当していくことが、長崎県の会計上難しいことは理解できるところである。他方で、家賃管理の適正化という観点からは、このような歪な充当で対応するより他に方法がないとしてしまうのも疑問である。また、家賃を持参払いした滞納者については、個別協議で古いものから充当することもある以上、支払方法の違いによって充当方法が異なってしまうという現状は、公平の観点からも望ましいことではない。</p> <p>滞納家賃の一部について弁済があった場合には、滞納時期の古いものから充当できるような方策が可能かどうかについて、今後、住宅課のみならず、長崎県全体として検討していくことが望ましい。また、納付書による弁済を認めている以上、滞納時期が古いものから充当していくという方策がとれないとの結論に至ったとしても、<u>分割納付書作成の際に、「弁済の充当は、貴県に一任します。」といった条項を加えるなどして、可能な限りの対応をしていくことが望ましい。（意見）</u></p>	<p>(措置済み)</p> <p>納入誓約書徴取時において、滞納年月の古い分が記載された納付書を発行し、滞納者が滞納年月を確認のうえ納付が行われておりますので、すでに措置済みであると考えておりますが、今後、トラブル防止の観点から意見の一文を追加してまいります。</p>	

令和3年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

III 包括外部監査の結果報告・各論

第2 入居中の事務

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 93	住宅課	<p>公営住宅に入居する被保護世帯に対する代理納付制度の活用割合が80%以上の地方公共団体は、全国の5割弱(47.1%)であるところ、長崎県の代理納付実施率は、以下のとおり68.56%にとどまっており、この80%以上の地方公共団体には入っていない。</p> <p>代理納付の活用について、長崎県においては、住宅扶助を受給している滞納者に勧めることはあるものの、活用に向けての積極的な働き掛けまでは行ってはいない。</p> <p>住宅扶助で家賃額以上の保護費を受給している入居者について、代理納付の活用に向けて働き掛けを行うことは、住宅扶助の趣旨からすれば、当然のことである。なお、住宅課によれば、住宅扶助で家賃額未満の保護費を受給している場合には代理納付の実施はできないとのことであった。</p> <p>国土交通省の平成元年通知においても、住宅扶助は、民生部局との連携を十分にとることにより、必ず家賃支払いに充てるようにさせることと指示されているし、国土交通省住宅局住宅総合整備課長の平成30年2月23日付けの「公営住宅管理の適正な執行について」(国住備第180号)においても、公営住宅に入居する家賃滞納者に対し、適切な指導や支援を行う観点から、「家賃を滞納している住宅扶助受給者に係る住宅部局と生活保護担当部局の情報共有について、具体的な例を事業主体に示すこと等によりその取組みを促した上で、生活保護担当部局における代理納付を的確に実施させる」との勧告がなされている。</p> <p>住宅扶助の代理納付については、積極的な活用に向けて働き掛けを行い、代理納付を的確に実施できるようにしていくことが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済み)</p> <p>生活保護法における住宅扶助費の支払いは、代理納付が原則とされていますが、口座振替により住宅扶助の目的が達せられる場合や住宅扶助費が満額支給されない場合は、代理納付を適用しない取扱いとして差支えないとの厚生労働省通知があります。</p> <p>令和4年4月現在の県営住宅の生活保護世帯の納付形態は、代理納付67.3%、口座振替16.6%、納付書払16.1%で、代理納付と口座振替の合計は83.9%となっており、引き続き、生活保護世帯の確実な家賃納付を推進するために令和4年4月、関係福祉事務所を訪問のうえ、納付書払いから代理納付への変更について協力依頼を行いました。</p>	
p. 94	住宅課	<p>県営住宅管理システムにおける時効の管理に関しては、時効の起算日、時効期間など、その前提となる情報に誤りが認められた。</p> <p>例えば、同システムでは、判決で確定した滞納家賃の消滅時効の起算日が「判決日」とされていたが、正しくは「判決確定日の翌日」である。また、入居者について、保佐人が選任されているかどうかを入力する欄が設けられていたが、成年後見人が選任されているかどうかを入力する欄はなく、成年後見人の選任の有無は、保佐人選任の有無と同等ないしそれ以上に把握しておかなければならない情報であり、これを除外する理由はない。</p> <p>県営住宅管理システムの構築には相当の費用がつき込まれており、また、同システムの管理、運用についても、民間事業者に対し、年間に7,050,266円の委託費が支払われているところ、システムの前提となる情報に誤りがあれば、県営住宅管理システム導入の効果が十分に発揮されず、時効管理などを適切に行うことはできない。</p> <p>県営住宅管理システムについては、債権管理、時効管理を行う上で正確な情報が入力されなければならないため、そのような観点から、改めてその確認を行い、誤った情報を正すべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済み)</p> <p>県営住宅管理システムにおける時効管理は、令和3年度に滞納発生日を基準に自動算定するよう改修しており、修正機能も付与していることから対応しております。</p> <p>保佐人等の登録情報については令和4年度末までに改修を行い、適正登録を行います。</p>	
p. 94	住宅課	<p>県営住宅管理システムへの入力にあたっては、マニュアル等は存在せず、県営住宅管理システム上の債権管理簿の備考欄などに入力する内容が統一されておらず、入力担当者ごとに入力事項に違いがみられた。</p> <p>県においては、同システムへの入力を統一的行うためのマニュアル等を作成しておくことが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済み)</p> <p>当該項目の記載方法については住宅課職員へ伝達済みであり、周知については対応済みです。</p>	
p. 101	住宅課	<p>長崎県営住宅家賃等減免又は延納基準では、5のナンバリングが「(1)→2→(2)」と記載されているが、正しくは「(1)→(2)→(3)」である。また、6(2)は「連絡強調」となっているが、正しくは「連絡協調」である。</p> <p>いずれも明らかな誤記と思われるため、正すのが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済み)</p> <p>令和4年7月に修正いたしました。</p>	

令和3年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

III 包括外部監査の結果報告・各論

第2 入居中の事務

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 101	住宅課	<p>住宅課の平成30年10月付けの申請書処理マニュアルには、家賃減免の流れなどは記載されているが、徴収猶予についての記載はなく、県ではマニュアル等の作成はしていない。また、上記マニュアルによれば、県では、家賃等減免、徴収猶予を認めるかどうかについては、家賃等減免申請書又は家賃等徴収猶予申請書を提出させた上で、書面での審査を行っているようである。</p> <p><u>家賃減免、徴収猶予を認めるかどうか判断するにあたっては、直接ヒアリングを行うなどして、家賃滞納者の滞納理由、事情や生活状況について、早期に把握するのが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済み)</p> <p>家賃減免申請は滞納がある状態では申請ができませんので、徴収猶予におけるヒアリングについて、家賃支払いが困難な場合、随時相談に応じております。また、早期に把握するようとの意見については、その時機にかかる基準をどう定めるのか困難であることから、徴収員等を通じて滞納者にかかる状況把握を行ってまいります。</p>	
p. 108	住宅課	<p>長崎県営住宅浴室改修取扱要領によれば、住宅供給公社が指定管理費で負担改修を行うためには、まず、入居者がこれを希望しなければならない。</p> <p>実際の浴室改修の希望件数、改修実施の件数は明らかではないが、入居者の希望を要件とする以上、制度については十分に周知される必要がある。現時点においては、県営住宅ごとに設置された掲示板での周知にとどまっており、このような周知のみで十分であるかは疑問である。</p> <p><u>長崎県営住宅浴室改修取扱要領が定める浴室改修については、県営住宅の掲示板での周知のみならず、住宅供給公社の広報誌に掲載するなどして更なる周知を図っていくことが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済み)</p> <p>令和4年の住宅供給公社の広報誌に浴室改修にかかる記載を行い、すべての入居者へ周知を行いました。</p>	
p. 109	住宅課	<p>長崎県においては、迷惑行為を根拠として立入検査を行った実績、迷惑行為を理由に明渡しの請求を行った実績は、いずれもないとのことである。</p> <p>入居者による迷惑行為の調査が「管理上必要」と認められるときは、入居者の承諾を得ての立入検査が認められるし、また、迷惑行為が「周辺環境を乱し、又は他人に迷惑を及ぼしている」と認められれば、明渡しを請求することができるものとされているものの、これらの要件該当性についての判断基準などは示されておらず、これが立入検査実績なし、明渡し請求の実績なしに影響しているものと推測される。</p> <p><u>迷惑行為の調査要件である「管理上の必要性」、明渡し請求の要件である「迷惑行為が周辺環境を乱し、又は他人に迷惑を及ぼすこと」については、判断基準となるような指標を示すことが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済み)</p> <p>迷惑行為については様々なケースがあり、それごとに対応も異なること、指標に該当しない場合の対応判断に苦慮することから判断基準を定めることは困難です。</p> <p>また、入居説明会時に入居者へ手渡す「入居のしおり」にも迷惑行為にかかる記載をしており、周知を行っております。</p>	
p. 109	住宅課	<p>苦情申入れを受けた場合の記録は、住宅供給公社の職員が記録をとり、紙ベースで保存しているところ、記録の取り方、対応やその結果の記載の有無・方法などについては、担当者ごとに異なっており、統一的な運用がなされていない。また、県では、相談概要やその対処の事例を県営住宅管理システムに入力して対応事例集としているが、平成28年10月を最後に、追加入力はなされておらず、相当の費用を費やして構築した県営住宅管理システムの利点が生かされていない。</p> <p><u>申入れのあった苦情等については、全件、県営住宅管理システムに入力する等して、担当者以外の者もその内容、対処方法、対処結果などの情報共有できるような体制を整え、さらには、その内容を定期的に分析し、事後対応、事前対応に役立てていくのが望ましい。(意見)</u></p>	<p>(措置済み)</p> <p>住宅課職員及び公社職員に対し県営住宅管理システムに対応事例の入力に対する周知を行っております。</p>	

令和3年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

III 包括外部監査の結果報告・各論

第2 入居中の事務

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 113	住宅課	<p>長崎県では、高額所得者認定通知書の中で、県営住宅を明け渡さなければならない旨を記載しているが、「明け渡しにかかるスケジュールは別途通知します。」との記載にとどまり、近年、県営住宅明渡し請求書の発送には至っておらず、高額所得者への建物明渡しを求める訴訟提起もなされていない。</p> <p>この理由については、高額所得者が、概ね、①主たる生計維持者が給与所得者であり、勤務年数を重ねることで給与所得が上昇し、高額所得者認定に至ったケース、②いわゆる「働き手が多い」世帯であり、夫婦や同居家族の所得を合算すると高額所得者となるケースの2種に大別されるところ、①については、勤務年数を重ねているというのは、その分退職が間近であるともいえ、ここ数年で高額所得者の認定から外れることが見込まれること、②については、子ども世帯が婚姻等により転出して高額所得者から外れることが見込まれること、の2つを挙げる。</p> <p>高額所得者と認定され明渡しを求めても、数か月で退去できる世帯は稀であり、明渡し猶予期間を設ける必要があることに照らせば、明渡し請求を求めないことにも一定の理由はあるといえる。</p> <p>他方で、上記理由は、公営住宅に入居する世帯一般にいえることであり、上記理由で、長崎県営住宅条例で規定されていない特別な措置を許容することはできないはずである。「高額所得者に対する長崎県営住宅明渡し請求事務処理要領」は、明渡し請求を行う前提で、住宅等のあっせん・相談の対応を記しており、住宅課が明渡し請求を行っていない理由として挙げている上記事情は、この要領で考慮されているといえる。</p> <p>また、住宅課の上記説明によれば、高額な所得が続くことが見込まれる世帯もいるのであり、そのような世帯への対応について、退去の促し、他の住宅のあっせんでは明らかに不十分である。</p> <p>そこで、高額所得者との認定を受けた者に対しては、長崎県営住宅条例に従って建物明渡しの請求を行った上で、「高額所得者に対する長崎県営住宅明渡し請求事務処理要領」に従った住宅等のあっせんによって明渡しを促進してもなお、建物の明渡しに応じない高額所得者に対しては、明渡しの訴訟を提起するか否か、別途検討することが望ましい。</p> <p>もっとも、退職間近、同居家族の転出などにより収入減が見込まれ、高額所得者から外れることが確実に見込まれる世帯については、建物明渡し請求を行うだけの必要性に乏しいといえることから、このような世帯については、建物明渡し請求を控えるという選択の余地も残すべきである。</p> <p>高額所得者との認定を受けた者に対しては、長崎県営住宅条例に従って建物明渡しの請求を行うべきである。もっとも、退職間近、同居家族の転出などにより収入減が見込まれ、2年以内に高額所得者から外れることが確実に見込まれる世帯については、そのような事情を記録化した上で、明渡し請求を控えることも許容すべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済み)</p> <p>令和4年5月末に高額所得者へ明渡し相談書の提出文書を送付し、同年6月中旬までに提出を求めました。</p> <p>現在は提出された明渡し相談書の内容精査を行っており、面談者の選定を行っております。</p> <p>相談書の内容により判断が困難なものと及び未提出者に対する面談を令和4年9月ごろに実施する予定としております。</p>	

令和3年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

III 包括外部監査の結果報告・各論
第3 退去関係の事務

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 117	住宅課	<p>長崎県営住宅条例26条3項は敷金の還付及び敷金の充当に関して次のように規定している。</p> <p>長崎県営住宅条例 第26条 (敷金) 知事は、県営住宅の入居者から敷金として入居時における家賃の3月分に相当する金額を徴収することができる。</p> <p>2 知事は、特別の事情があると認める者に対して、前項の敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。</p> <p>3 第1項の敷金は、入居者が県営住宅を明け渡したとき、これを還付する。ただし、未納の家賃、割増賃料、第38条第2項の金銭、延滞金又は入居者の負担すべき修繕に要する費用があるときは敷金のうちからこれを控除する。</p> <p>4 以下略</p> <p>すなわち、長崎県営住宅条例26条3項は、入居者が県営住宅を明け渡す際に、入居者が負担すべき修繕に要する費用がある場合は敷金を充当するものと規定している。</p> <p>この点に関して県に運用を確認したところ、退去修繕費については、「2 退去手続き(5)敷金の還付」のとおり、退去者からの委任状がある場合に限り敷金を充当しているとのことである。</p> <p>県がそのような運用にしているのは、敷金が担保する債務としては入居者の故意・過失によって生じたものを予定しており、入居者の故意・過失によって発生するだけでない(通常の使用による通常損耗分の)退去修繕費までも敷金が担保することを予定していないとの考えに基づくとのことであった。</p> <p>こうした理由に合理性がないとは言えないが、長崎県営住宅条例26条3項が「敷金のうちからこれを控除できる」ではなく「控除する」と規定し、退去者から委任状があることを条件としていないことからすると、県の運用は条例の規定に従ったものとは言えない。</p> <p>また、敷金を退去修繕費に充当する場合、退去修繕費の方が敷金よりも高額である場合が多いと思われるので、退去者への敷金還付にかかる振込等の事務が不要となり、敷金を充当する分の退去修繕費については未納となるリスクがなくなるメリットもあると思われる。</p> <p>敷金の退去修繕費への充当について、長崎県営住宅条例26条3項の規定と運用とが整合するようにすべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済み)</p> <p>条例第26条第3項において、敷金は原則還付する旨を規定しており、例外として未納家賃等を控除することとしております。その控除にあっても規則第15条第2項において、具体的に何を控除したか、その明細を通知するとされていることから、退去者への意思確認のために委任状を求めることは規定と運用に齟齬はないと考えます。</p>	
p. 117	住宅課	<p>「2退去手続き(2)退去手続きの説明」で述べたとおり、住宅供給公社は、退去予定者に「退去調査説明事項チェックシート」を使って退去修繕費の支払方法や入居者が設置した設備・動産の撤去等についての説明を行い、「県営住宅退去検査通知書」を交付して退去修繕費のうちの前払い概算金額(退去検査当日に支払いが必要な量の表替え費用と襖の張替え費用)を退去予定者に通知し、退去検査当日に準備するよう依頼している。</p> <p>ところで、これらの書類には、次の2つの要訂正箇所がある。</p> <p>① 「退去調査説明事項チェックシート」のチェック対象項目のひとつに「畳及び襖の補修費用は、その場で現金精算です。ただし、市外に退去の方はその他の補修費用(塗装及び清掃その他)を含めて、その場で現金払いです。」の記載がある。このうちの「市外に退去の方」は誤りで、正しくは「県外に退去の方」である。</p> <p>② 「公社、県営住宅退去調査表」の「支払方法」欄に「各業者から請求書が概ね1ヶ月後に郵送されます」の記載がある。これは平成25年3月以前の支払方法を説明したもので、平成25年4月1日以降は住宅供給公社が退去者に請求する方式に変更されたが、この記載は改訂されずにいたとのことである。</p> <p>住宅供給公社は、退去予定者にこれらの書類を渡す際、口頭で内容を訂正する説明を行っているとのことであるが、混乱が生じるおそれがないとはいえないし、いずれの要訂正箇所も、退去者による退去修繕費の支払時期や支払先に直接影響する重要な内容に関するものであるから、早急に訂正ないし改訂をすべきである。</p> <p>退去予定者に渡す「退去調査説明事項チェックシート」及び「公社、県営住宅退去調査表」の記載のうちの訂正ないし改訂が必要な箇所について、早急に訂正ないし改訂をすべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済み)</p> <p>令和4年度当初に退居予定者への説明資料として提示していません。</p>	

令和3年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査書

III 包括外部監査の結果報告・各論

第3 退去関係の事務

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 123	住宅課	<p>退去修繕工事のうち入居者が退去時に費用を負担する項目については、入居（予定）者に対して、入居説明会のときに、「住まいのしおり」を用いて説明されているとのことであるが、負担額の総額の目安が25～35万円になることは「住まいのしおり」に記載がなく、入居者が書面によって上記目安金額を知るの、退去申込時に受け取る「県営住宅の退去について」によるときが初めてと思われる。</p> <p>この負担額は少額と言えず、退去予定者がその具体額を退去申込のときに知った場合、準備に困難をきたしたり準備するのに時間を要したりすることもあると思われ、退去修繕費の支払遅延につながるおそれもある。</p> <p>これまでのところ、退去を考えた入居者は、自治会の役員や近所の住民などからそのための手続きや退去修繕費の負担額の目安をあらかじめ聞きながら退去を進めることが多いとのこと、退去を申し込んだ入居者が退去修繕費負担額の目安を知らなかったためにその準備ができなかった又は準備に長期間を要したという事例はほとんど生じていないようである。</p> <p>しかし、今後も退去予定者があらかじめ自治会や近所の住民から退去修繕費負担額の目安を事前に聞くとには限らないであろうし、退去修繕費の負担額が比較的高額と言える金額であることや、「住まいのしおり」に記載されている修繕項目だけでは具体的な負担額を把握することが難しいことを考えると、入居者に対して、入居説明時等早い時点で退去修繕費負担額の目安（具体的な金額）を明確なかたちで告知しておくことが望ましい。</p> <p>入居者に対して、入居説明時等早い時点で退去修繕費負担額の目安（具体的な金額）を明確なかたちで告知しておくことが望ましい。（意見）</p>	<p>（措置済み）</p> <p>現在でも退居申し込み時に目安の金額を口頭にて伝えております。入居者の使用状態、入居年数などにより退居補修費の金額は変動します。算定の結果、提示した金額以上と算定された場合、退去者から当初の説明と相違するとの苦情が寄せられることが想定されることから、入居説明時における一律的な金額を提示は困難と考えます。</p>	
p. 127	住宅課	<p>「4 明渡請求(2)家賃等の長期滞納による明渡請求等の概要」のとおり、長崎県営住宅家賃滞納整理要綱は、長期滞納者のうち、訴え提起前の和解による解決を希望する者とは和解を行い、滞納家賃の納付に向けた行動をとろうとしない者に対しては入居契約を解除して明渡しを請求し、明渡しがなされない場合は訴えを提起するものと規定している。</p> <p>平成11年度から同23年度までは1年度あたりの訴え提起前の和解申立件数が12～50件、訴え提起件数が3～41件あったということであるが、平成24年度からいずれの件数も減少し、その傾向が近年も続いている。その経緯、理由等について県の担当者に確認をしたところ、平成24年度ごろに家賃の収入未済額がそれまでの10年間に比べてかなり改善したことで申立件数が減少した可能性があるが、詳細はわからないということであった。</p> <p>家賃等が長期滞納されている事案については、それぞれに事情があり、一律に対応できないこともあると思われるが、令和3年8月31日時点で相当数の長期滞納が存在していることを考えると、その解消のために、訴え提起前の和解申立や訴え提起、さらにはそれらを前提とした強制執行を活用できないか今一度検討することが望ましい。</p> <p>家賃等の長期滞納解消のために、訴え提起前の和解申立や訴え提起、さらにはそれらを前提とした強制執行を活用できないか今一度検討することが望ましい。（意見）</p>	<p>（措置済み）</p> <p>令和4年度は12か月以上滞納し、納入誓約などを交わしていない滞納者を対象に納入指導を行ってまいります。県が債務名義を取得するために必要な訴えの提起等は積極的に行うこととしており、令和4年度は10件程度を予定しております。併せて、債務名義に基づく強制執行を実施してまいります。</p>	

令和3年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

III 包括外部監査の結果報告・各論

第4 駐車場

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 133	住宅課	<p>「2駐車場の使用料(1)使用料決定の方法」で述べたとおり、長崎県営住宅条例69条は駐車場の使用料を近傍同種の駐車場の使用料金を基準として定めると規定し、長崎県営住宅における駐車場の整備及び管理に関する要綱12条1項も、駐車場の使用料は近隣の駐車場の料金も考慮して決定すると規定している。</p> <p>そこで、県にこれら近傍同種の駐車場の使用料金や近隣の駐車場の料金をどのように調査し、どのような考えに基づいていくらで設定しているのか確認したところ、これらの料金に関する情報はとくに調査していないとのことであった。</p> <p>駐車場の使用料が決定される過程においては、「2駐車場の使用料(1)使用料決定の方法」で述べたとおり、長崎県営住宅における駐車場の整備及び管理に関する要綱12条1項の挙げる3つのうち、「③駐車場の使用者が住宅に困窮する低所得者であること」が重視され、「②近隣の駐車場の料金」の果たす役割は必ずしも大きくないと思われる。</p> <p>しかし、条例及び要綱に、駐車場の使用料決定において考慮すべき要素として近傍同種や近隣の駐車場の料金が明記されている以上、これらの料金を考慮せずに駐車場使用料を決定することは条例や要綱の規定に整合しないことになる。</p> <p>駐車場の使用料決定は、長崎県営住宅条例や長崎県営住宅における駐車場の整備及び管理に関する要綱の規定に従い、近傍同種や近隣の駐車場料金も考慮し、使用料決定過程に関する透明性をもって行うべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済み)</p> <p>駐車場料金を算定する際は、整備費用等から算定した近傍同種の料金を元に駐車場料金を設定しています。</p> <p>今後、新規で整備する駐車場料金においては、近隣駐車場の料金を参考に算定してまいります。</p>	
p. 133	住宅課	<p>「2駐車場の使用料(2)使用料」で述べたとおり、1世帯が2区画目の駐車場を使用することができる場合、その2区画目の使用料は1区画目の使用料の1.5倍とされている(ただし1年目と2年目は1.5倍から減額される。なお、長崎県営住宅条例には2区画目の使用料に関する規定はおかれていない)。</p> <p>後述するとおり、1世帯に2区画目の駐車場の使用が認められるのは、駐車場に空き区画が生じており、他に1区画目の使用を希望する者がいないときであり、基本的に空き区画が一定割合以上ある団地で2区画目の使用が認められている。また、2区画目の使用は、県から求められたときには即時に明渡しができることが条件とされている。このように、2区画目の使用は、他の使用希望者を差し置いて特別に認められるものとは言えない。</p> <p>他方で、公共交通機関の便が必ずしもよくない場所の団地では、通勤や生活のために1世帯で2台の車両を使用する必要があることもまれではなく、2区画目の使用を贅沢と評価することでもない。</p> <p>そうすると、1世帯に2区画目の使用を認める時の使用料を1区画目の1.5倍に設定する根拠や必要性、相当性は希薄と言うべきであり、これを今後も維持する合理性があるか改めて検討することが望ましい。</p> <p>1世帯に2区画の駐車場使用が認められる場合の2区画目の使用料を今後も1区画目の1.5倍とするこの合理性について改めて検討することが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済み)</p> <p>包括外部監査のご意見を踏まえ検討した結果は、以下のとおりです。</p> <p>県営住宅における駐車場は各戸1区画が原則となっております。</p> <p>2区画目については空き区画があり当該区画に契約者がいないことを要件として、臨時的に使用を認めているもので、正規使用者が使用する場合は区画移動(契約解除)の必要がある契約となっております。</p> <p>県営住宅は低額所得者向け住宅であることから、車両を複数台保有することは、県営住宅以外の住宅を借りられる資力があるとも考えられることから、今後も2区画目の許可においては従来通り1区画目の1.5倍の金額で設定したいと考えております。</p>	
p. 137	住宅課	<p>バリアフリー設置は上記条例72条1項2号の規定を根拠として行われていると思われるが、長崎県営住宅条例や長崎県営住宅における駐車場の整備及び管理に関する要綱にはバリアフリー設置やそのための手続きを定めた直接的な規定はない。</p> <p>正当な理由なく3か月を超えて使用料を滞納する者がある場合、その解消に向けた措置をとることは必要であり、上記長崎県営住宅条例72条1項2号は、明渡請求ができると規定している。</p> <p>しかし、使用者に明渡しを請求することとバリアフリーを設置して物理的に使用できなくすることは同一ではない。バリアフリーの設置は、物理的に駐車場を使用できなくすることで明渡しを実現する実力行使ないし自力救済の性格を有する。</p> <p>住宅については、明渡請求が相当と判断された場合、まず入居契約を解除した上で明渡請求を行い、任意に明渡しをされないときは明渡請求の訴えを提起するとされている(長崎県営住宅家賃滞納整理要綱5条)。駐車場の明渡請求は住宅の場合に比べれば使用者に与える影響が小さい面もあるが、実力行使ないし自力救済の性格を有する手段による明渡実現をすべきでない点では変わらない。</p> <p>駐車場使用料の長期滞納に対しては、要綱等で使用契約解除の要件や手続きを定め、その規定に則って解除を行った上で明渡しを求め、任意の明渡しをされない場合は法的手続きによって明渡しを実現することが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置未済)</p> <p>令和4年度中に要綱改正の検討を行い、令和5年度からの施行を目指します。</p>	<p>「長崎県営住宅における駐車場の整備及び管理に関する要綱」に、駐車場使用料の長期滞納に対する、使用契約解除の要件や手続きを定め、令和5年度からの施行を目指します。</p>

令和3年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

III 包括外部監査の結果報告・各論

第5 集会所

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 139	住宅課	<p>現地視察を行った団地では、集会所で入居者が主催する趣味の会や教室が行われているが、その中には、参加者の多くが入居者以外の人で主催者が参加者から費用や謝礼を受領しているものもあるとのことであった。</p> <p>公営住宅の集会所で営利活動（これには謝礼を受領して行う教室等も含まれると考えられる）を行うことを禁止している自治体もあるが、県は長崎県営住宅集会所使用要領5条で「もっぱら営利を目的とする活動」を使用不承認の対象としており、参加者から費用や謝礼を受領する趣味の会や教室全般が使用不承認になるわけではない。</p> <p>しかし、長崎県営住宅集会所使用要領5条の「もっぱら営利を目的とする活動」がいかなる活動を指すのか判断する基準がないため個別の事例に対する判断が難しく、事実上チェックされていない面があるといわざるを得ない。集会所は公の費用で設置、管理されている建物であるから、そのことも考慮して、いかなる活動が「もっぱら営利を目的とする活動」に当たるのか判断できる基準を作成することが望ましい。</p> <p><u>長崎県営住宅集会所使用要領5条が集会所の使用を承認しない場合として規定している「もっぱら営利を目的とする活動」について、これがいかなる活動を指すのか、具体的に判断できる基準を作成し、その基準に沿って使用許可・不許可をすることが望ましい。</u> (意見)</p>	<p>(措置済み)</p> <p>入居のしおりに集会場の利用については、入居者の福利厚生、文化教養などのための講習会等の行事を行うためのものと記載し、豊かなコミュニケーションづくりの場として位置付けられていることを周知しております。営利を目的とする活動にかかる基準については、その対象が多岐にわたること、どの程度の利益が生じれば不許可とするなどの判断基準を一律的に策定することは困難と考えます。</p>	

令和3年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

III 包括外部監査の結果報告・各論

第6 駐輪場

報告書頁	所管	項 目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 140	住宅課	<p>監査人らが視察した団地では、駐輪場に長期間放置されているとみられるパンクした二輪車が置かれてあったり、棟の入り口近くや通路などに二輪車が停められたりしているところが複数見られた。こうした状況は、入居者（とくに子どもや高齢者）の安全上も問題であり、放置しておくべきでない。</p> <p>駐輪場については、四輪車用の駐車場に比べて設置に要する面積や費用が小さく、駐輪場での事故発生の可能性も低く、また、使用料を徴収する規定はなく、使用決定も駐車場のよう厳格になされていない。こうした駐輪場の性格から、その管理を基本的に各団地の自治会に任せておくことには合理性、相当性がある。</p> <p>しかし、一部の入居者や退去者によって駐輪場以外の場所に二輪車が停められたり、放置されたりしている状況をすべて自治会が解消することは、自治会役員と放置等している入居者間のトラブルにつながるおそれがあることや、撤去・処分手続き、費用の負担を考えると難しい面がある。</p> <p>駐輪場以外の場所への駐輪や放置二輪車の問題について、住宅供給公社は、自治会と協議し、自治会と一体となって対象車両の所有者等への指導や撤去等の対応をすることが望ましい。（意見）</p>	<p>（措置済み）</p> <p>入居のしおりに駐輪場の使用について記載しており、主体は団地自治会で管理してもらうことを周知しております。</p> <p>しかしながら、県営住宅管理の一環として、指定管理者である長崎県住宅供給公社と一体となって適正使用を促してまいります。</p>	

長崎県病院企業団規則

長崎県病院企業団病院事業使用料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月16日

長崎県病院企業団企業長 米倉 正大

長崎県病院企業団規則第5号

長崎県病院企業団病院事業使用料規則の一部を改正する規則

長崎県病院企業団病院事業使用料規則（平成21年長崎県病院企業団規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
種別	金額	種別	金額
略		略	
紹介によらない初診の場合に 加算する使用料	長崎県島原病院において 初診料算定1回につき <u>7,700円</u> 長崎県五島中央病院において 初診料算定1回につき440円	紹介によらない初診の場合に 加算する使用料	長崎県島原病院において 初診料算定1回につき 5,500円 長崎県五島中央病院において 初診料算定1回につき440円
紹介の申出を行った再診の 場合に加算する使用料	長崎県島原病院において初診 料算定1回につき <u>3,300円</u> 長崎県五島中央病院において 再診料算定1回につき390円	紹介の申出を行った再診の 場合に加算する使用料	長崎県島原病院において初診 料算定1回につき2,750円 長崎県五島中央病院において 再診料算定1回につき390円
略		略	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二二一
四一

印刷所
印刷人

長崎県
長崎市
権島町八番十二号

株式会社
クイック
プリン
田宏
弥ト